

## 第3章 今年度の現状と取り組み(目標に対する結果)

### 1 数字からみる福生の環境

様々な環境測定結果や環境指標に見られる数字の5カ年分のデータです。福生市の環境について、変化や現状を数字からみることができます。以下7項目について掲載します。なお、それぞれの項目ごとに用語説明を、また巻末には資料として詳細データ(数値データ)を載せています。

#### 1 大気汚染

- 1) 浮遊粒子状物質及び浮遊粒子状物質中に含まれる重金属 …… 21
- 2) 燃料に含まれるイオウ分 …… 23
- 3) 二酸化窒素 …… 24
- 4) 光化学オキシダント …… 25

#### 2 水環境

- 1) 河川および下水道(雨水管) …… 26
- 2) 地下水 …… 28
- 3) 工場排水 …… 30

#### 3 騒音

- 1) 福生市における主要幹線交通の道路騒音・振動(要請限度) …… 32
- 2) 自動車騒音面的評価 …… 34
- 3) 航空機騒音 …… 38
- 4) 福生市における主要な道路騒音 …… 39

#### 4 苦情受付件数

- 1) 苦情受付件数 …… 41

#### 5 緑化

- 1) 保存樹林地、保存樹木、保存生垣奨励金・生垣設置補助金 …… 42

#### 6 ごみ

- 1) ごみ排出量 …… 43
- 2) 資源化量 …… 44
- 3) 粗大ごみ …… 45

#### 7 温室効果ガス

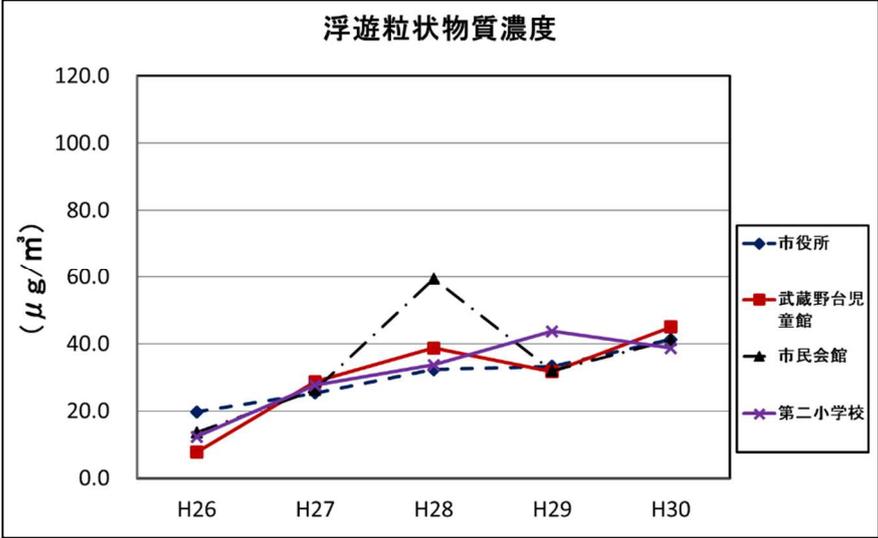
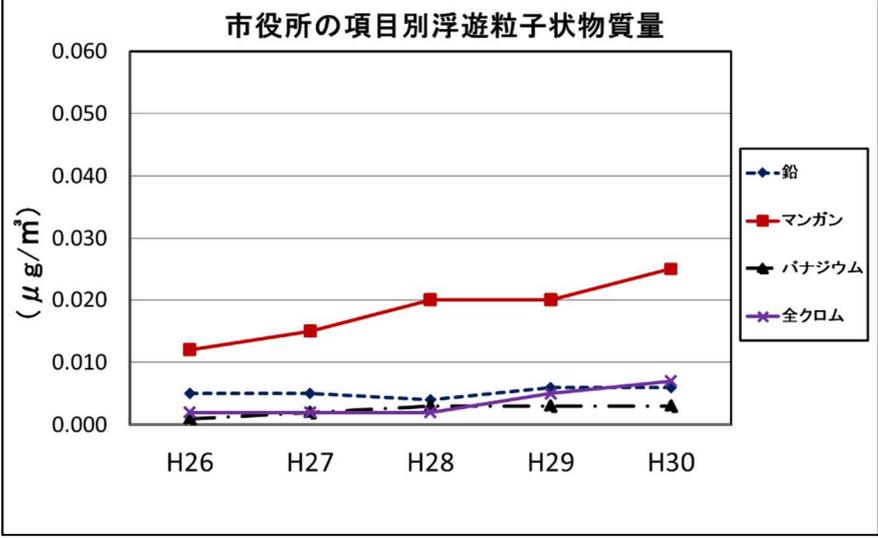
- 1) 温室効果ガス総排出量 …… 46

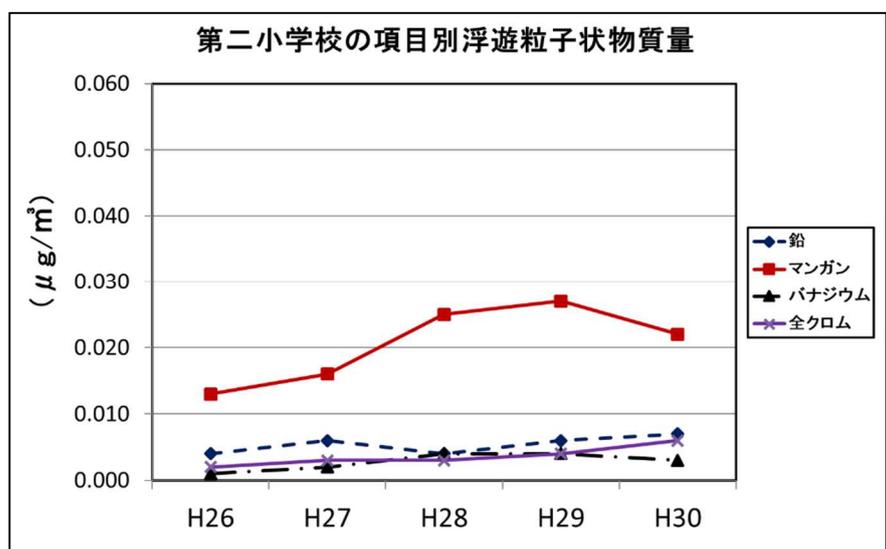
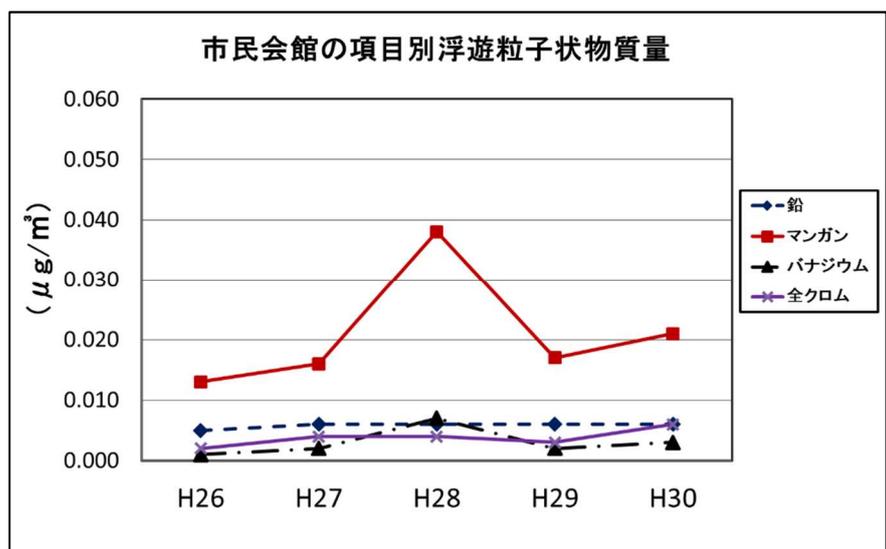
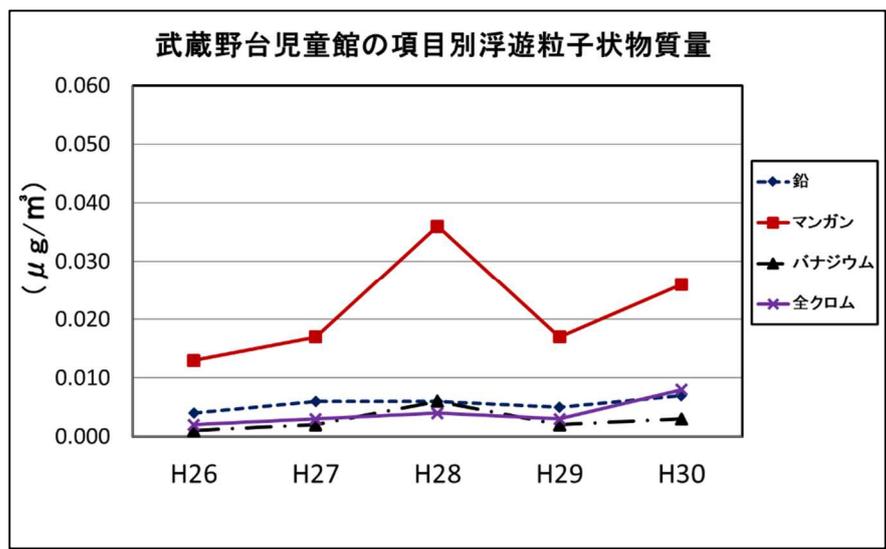
## 1 大気汚染

大気汚染は、工場、事業所、自動車から汚染物質が排出されることによって起こります。国の環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントを汚染物質とし、それぞれに基準値を定めています。

福生市では、市内の汚染状況を確認するため、浮遊粒子状物質、燃料に含まれるイオウ分、二酸化窒素を年1回監視測定しています(詳細は資料編 P91～P92 参照)。

また、東京都が設置している一般環境大気測定局(市役所屋上)では、環境基準に示されている物質について常時監視測定しています。平成30年度は、光化学オキシダントの項目については環境基準を満たしていません。なお、光化学オキシダントは都内の全ての観測地点で環境基準値を上回っています。

項目名	1)浮遊粒子状物質質量及び浮遊粒子状物質中に含まれる重金属		
目標値	環境基準	いつまで	長期(平成35年度)
結果	<div style="text-align: center;"> <p><b>浮遊粒状物質濃度</b></p>  </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p><b>市役所の項目別浮遊粒子状物質質量</b></p>  </div>		



第3章 今年度の現状と取り組み(目標に対する結果)

用語説明	
浮遊粒子状物質 (SPM)	<p>大気中に浮遊する粒子状物質であり、粒径が 10 μm 以下のものを言う。※環境基準値は、1 時間値の一日平均値が 0.10 mg/m<sup>3</sup>かつ 1 時間値が 0.20 mg/m<sup>3</sup>。大気中に長時間漂い、呼吸により肺や気管に沈着して場合によって慢性気管炎を引き起こす。工場などから排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスなどに含まれる人為発生の粒子状物質と火山活動や風による土壌の巻き上げなどの自然発生によるものがある。</p> <p>(※なお、福生市の測定では 10 μm 以下に限らず測定の対象としている。)</p>
鉛(大気中) (Pb)	<p>蒼白色をした金属で、大気汚染防止法や東京都環境確保条例で、排出事業者ごとに基準値が決められている。食物や肺及び飲料水から体内に取り込まれる。体内に吸収されると血中に入り、神経系障害、頭痛、嘔吐等を引き起こす。</p>
マンガン(大気中) (Mn)	<p>純粋なものは銀白色をしており、鉄より硬いが非常に脆く、合金や乾電池、薬品などに用いられる。生物の必須微量元素で自然界にも存在する。大気汚染防止法によって、有害汚染物質に指定されている。人間は飲食物から 1 日 2mg から 8 mg 摂取している。生体必須元素の一つであるが多量に摂取すると精神障害や肺炎、気管炎といった呼吸器障害がおきる。マンガン鉱山、マンガン精錬所、マンガン工場からの粉じんや排煙などが原因で発生。</p>
バナジウム (V)	<p>白色ないし灰白色の金属。地殻や土壌中に存在し、石油や石炭にも含まれる。産業廃棄物受け入れ処分に係る判定基準で規制されている。ばねや金属との接触や吸収により鼻粘膜の充血、喉の乾燥感や咳・痰などの気管支炎から息切れ等が起こる。産業廃棄物に混ざっている場合が多い。</p>
全クロム (Cr)	<p>銀白色の硬くて脆い金属で、地殻中の存在量は、約 100mg/l。人体への影響としては、皮膚潰瘍、鼻中隔穿孔、肺がん等がある。</p>

項目名	2) 燃料に含まれるイオウ分																														
目標値	環境基準	いつまで		長期(平成 35 年度)																											
結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業所</th> <th rowspan="2">燃料の種類(重油)</th> <th rowspan="2">1日の最大使用量(l)</th> <th colspan="2">イオウ含有量(Wt%)</th> <th rowspan="2">環境基準(0.8Wt%) 達成:○ 未達成:×</th> </tr> <tr> <th>平成 30 年度</th> <th>前年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>特 A</td> <td>1000</td> <td>0.06</td> <td>0.08</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>A</td> <td>800</td> <td>-</td> <td>0.08</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>特 A</td> <td>1200</td> <td>0.05 未満</td> <td>0.08</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 30 年度は、重油施設の廃止に伴い、2事業所に変更。 詳しいデータは、P92 をご参照ください。</p>					事業所	燃料の種類(重油)	1日の最大使用量(l)	イオウ含有量(Wt%)		環境基準(0.8Wt%) 達成:○ 未達成:×	平成 30 年度	前年度	A	特 A	1000	0.06	0.08	○	G	A	800	-	0.08	-	H	特 A	1200	0.05 未満	0.08	○
事業所	燃料の種類(重油)	1日の最大使用量(l)	イオウ含有量(Wt%)		環境基準(0.8Wt%) 達成:○ 未達成:×																										
			平成 30 年度	前年度																											
A	特 A	1000	0.06	0.08	○																										
G	A	800	-	0.08	-																										
H	特 A	1200	0.05 未満	0.08	○																										
用語説明	<p>燃料中硫黄分</p> <p>大気汚染物質の 1 つである SO<sub>2</sub>(二酸化硫黄)は、燃料中の硫黄量が原因であることがわかっている。SO<sub>2</sub> は水に溶けやすく、水に溶けると亜硫酸となる。この SO<sub>2</sub> などが雨滴に溶けたものが酸性雨である。そこで、排出源である事業所の燃料中のイオウ分を測り、基準を超えないかを調べる。</p>																														

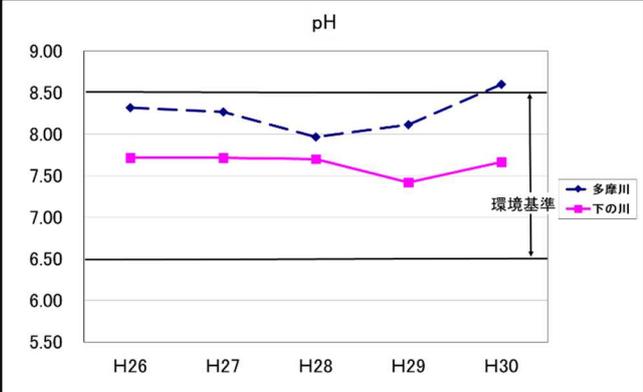
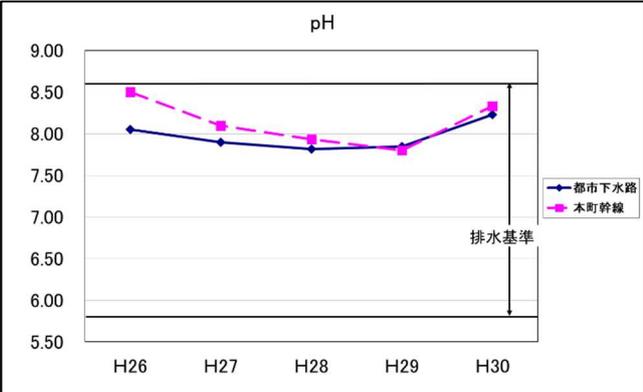
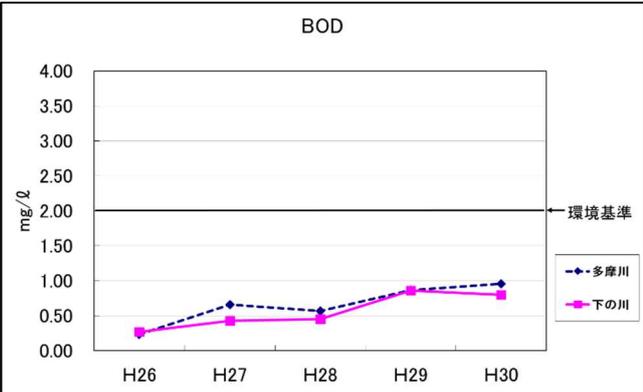
項目名	3) 二酸化窒素		
目標値	環境基準	いつまで	長期(平成 35 年度)
結果	<p>The figure consists of three vertically stacked line graphs, each showing the concentration of nitrogen dioxide (NO<sub>2</sub>) in ppm at different locations from H26 to H30. A horizontal line at 0.06 ppm represents the environmental standard. The locations and their corresponding data series are as follows:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Graph 1 (Top):</b> Locations include 武蔵野橋北 (blue diamonds), 武蔵野橋南 (red squares), 熊川内出 (black triangles), and 第五ゲート前 (purple crosses). All concentrations remain below the 0.06 ppm standard.</li> <li><b>Graph 2 (Middle):</b> Locations include 福生志茂南 (red squares), 多摩橋北 (black triangles), 福生駅西 (purple crosses), and 福生加美 (blue diamonds). All concentrations remain below the 0.06 ppm standard.</li> <li><b>Graph 3 (Bottom):</b> Locations include 福生加美平 (red squares), 福生市役所前 (black triangles), 武蔵野台北 (purple crosses), and 第二ゲート前 (blue diamonds). The 第二ゲート前 location shows a notably higher concentration, peaking around 0.035 ppm in H26 and H28, but still remaining below the 0.06 ppm standard.</li> </ul>		
用語説明 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	<p>一酸化窒素と合わせて窒素酸化物(NOx)と呼ばれる。光化学スモッグを引き起こす原因物質のひとつで、スモッグの茶褐色はこの NO<sub>2</sub> のもの。呼吸器に対し影響を与え、呼吸時に苦痛が伴う場合もある。環境基準値は、1 時間値の 1 日平均が 0.06ppm 以下。ばい煙発生施設や自動車の排気ガスが原因。</p>		

項目名	4) 光化学オキシダント																																																																
目標値	環境基準	いつまで	長期(平成 35 年度)																																																														
結果	<p>都の測定によると、平成 30 年度の光化学オキシダントの昼間年平均濃度は、0.032ppm で、環境基準の 0.06ppm 以下となっています。しかし、環境基準値を超えた濃度では、光化学スモッグの発生原因となります。多摩西部地域の光化学スモッグ発生件数は、平成 26 年度から減少していましたが、平成 29 年度以降、増加に転じています。市では、都の注意報を受けて、防災無線、学校等への FAX、ふっさ情報メールで情報提供しています。平成 30 年度は 2 件でした。</p> <p>&lt;光化学スモッグ注意報発令件数&gt; (光化学オキシダント 0.12ppm 以上で発令)</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="432 824 1340 1182"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 東部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>区 北部</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>区 西部</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>区 南部</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>多摩北部</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>多摩中部</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>多摩西部 (福生市)</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>多摩南部</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>33</td> <td>50</td> <td>14</td> <td>20</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>						平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	区 東部	2	2	2	3	2	区 北部	2	3	1	5	2	区 西部	3	11	2	5	4	区 南部	4	7	1	3	3	多摩北部	8	11	3	2	6	多摩中部	5	8	3	1	4	多摩西部 (福生市)	5	4	0	1	2	多摩南部	4	4	2	0	2	合 計	33	50	14	20	25
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度																																																												
区 東部	2	2	2	3	2																																																												
区 北部	2	3	1	5	2																																																												
区 西部	3	11	2	5	4																																																												
区 南部	4	7	1	3	3																																																												
多摩北部	8	11	3	2	6																																																												
多摩中部	5	8	3	1	4																																																												
多摩西部 (福生市)	5	4	0	1	2																																																												
多摩南部	4	4	2	0	2																																																												
合 計	33	50	14	20	25																																																												
用語説明	<p><b>光化学オキシダント</b> 自動車や工場などから排出された大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線の紫外線によって化学反応をおこし、生成される過酸化物の総称。</p> <p><b>光化学スモッグ</b> 夏の日差しが強く無風状態のときに発生しやすく、目が刺激でチカチカしたり、のどが痛くなったり、時には視力障害や呼吸困難を引き起こす。光化学オキシダントが原因物質とされ、その濃度の 1 時間値が 0.12ppm 以上になりそうな場合に注意報が発令される。典型的なスモッグは、ラッシュアワーの都市交通が原因だが、最近では東アジアからの流入による越境大気汚染と都市大気汚染の両者が原因と考えられている。</p>																																																																

### 光化学スモッグ注意報はなぜ発令されるの？

光化学スモッグは、窒素酸化物と揮発性有機化合物(VOC)を微量に含む大気が紫外線を受け、光化学反応(光のエネルギーによって起こる反応)を起こし、発生した煙(smoke)と霧(fog)の混合物です。夏は日差しが強くまた気温も高いため、光化学反応が起こりやすくなります。反応が起こると、オキシダントやアルデヒド、微小な粒子状の物質(浮遊粒子状物質)などが大気中にでき、その濃度が高い場合には人体に被害が発生することがあります(日本では、杉並区の学校校庭でクラブ活動中の女子高校生たちが呼吸困難で倒れた事例があります)。そのため、東京都知事は、大気中の汚染が人の健康に影響を及ぼす恐れがある場合に注意報を発令しています。光化学スモッグは、原因となる物質が大気の流れで反応しながら郊外へ流れていくため、都心部よりもその周辺部で多く発生する傾向があります。西多摩地域は山が多く、南風が吹き込む傾向があり、都内では光化学スモッグがしやすい地域です。市民の皆さんも注意報が発令された場合には外出を控えるなどの対策をお願いします。

2 水環境

項目名	1)河川および下水道(雨水管)		
目標値	環境基準	いつまで	長期(平成 35 年度)
結果	<p>河川水質の環境基準は、国の「生活環境の保全に関する環境基準」を使用します。市では、pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質質量)について、多摩川、下の川、都市下水路、本町幹線箇所を 7 箇所で年 6 回定期的に調査しています。多摩川については、流域の 2 区 17 市町村が多摩川流域協議会をつくり、基準項目などの合同調査を年 2 回実施しています。</p> <p>市の調査項目の平成 30 年度の年間平均については、pH の項目が環境基準値を満たしていませんが、他の項目、基準値に関しては達成しています(資料編 P93~P96 参照)。</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">    </div>		

	<p><b>BOD</b></p> <p>Y-axis: mg/ℓ (0.00 to 180.00)</p> <p>X-axis: H26, H27, H28, H29, H30</p> <p>Legend: 排水基準 (160.00), 本町幹線, 都市下水道</p> <p><b>SS</b></p> <p>Y-axis: mg/ℓ (0.0 to 50.0)</p> <p>X-axis: H26, H27, H28, H29, H30</p> <p>Legend: 環境基準 (25.0), 多摩川, 下の川</p> <p><b>SS</b></p> <p>Y-axis: mg/ℓ (0.0 to 250.0)</p> <p>X-axis: H26, H27, H28, H29, H30</p> <p>Legend: 排水基準 (200.0), 都市下水道, 本町幹線</p>
<p><b>用語説明</b></p> <p><b>pH</b></p> <p><b>BOD</b></p> <p><b>SS</b></p>	<p>pH は、水素イオン濃度と言って水の酸性・中性・アルカリ性の度合いを示す指標となる。pH7 が中性でそれよりも数字が大きくなると(pH10 など)アルカリ性、小さくなると( pH3 など)酸性になる。川や湖が極端に酸性化すると水は澄んできれいになるが、そこには一匹の魚もない死の水となる。川や湖の水が強いアルカリ性を示す場合は、近くに強いアルカリの廃液を出す場所があると考えられる。</p> <p>Biochemical oxygen demand の略。生物化学的酸素要求量のこと。好気性バクテリアにより分解される、水中にある有機物の量の目安。正確には、バクテリアに適当な環境下において、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の1つとなる。</p> <p>Suspended Solids の略。浮遊物質のこと。SS は水の外見上の“きれいさ”を決める最大の要因。水中に浮遊している直径 0.5～1 μm フィルターに残存する物質のことで、粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。河川での SS の環境基準値は類型別に定められており、25mg/ℓ 以下～100mg/ℓ 以下。ただし、河川の SS は粘土などであったり、雨による増水で巻き上げられた砂であったりするので、値が高いから汚いとは限らない。</p>

第3章 今年度の現状と取り組み(目標に対する結果)

項目名	2)地下水																																																																																																																																																																																																																											
目標値	環境基準			いつまで					長期(平成 35 年度)																																																																																																																																																																																																																			
結果	<p>地下水は地下水汚染の監視を目的に、民間の井戸で水質調査を実施しています。平成 30 年度は全ての地点において、環境基準値を達成しています。詳細データは資料編(P97～P99)に掲載しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>基準値</th> <th>地点 1</th> <th>地点 2</th> <th>地点 3</th> <th>地点 4</th> <th>地点 5</th> <th>地点 6</th> <th>地点 7</th> <th>地点 8</th> <th>地点 9</th> <th>地点 10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td> <td>mg/L</td> <td>10 以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン</td> <td>mg/L</td> <td>200 以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>有機物 (TOC の量)</td> <td>mg/L</td> <td>3 以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>一般細菌</td> <td>個/mL</td> <td>100 以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td></td> <td>検出されないこと</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>鉄</td> <td>mg/L</td> <td>0.3 以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>マンガン</td> <td>mg/L</td> <td>0.05 以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td></td> <td>5.8～8.6</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> <td></td> <td>異常でないこと</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>味</td> <td></td> <td>異常でないこと</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>色度</td> <td></td> <td>5 度以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td></td> <td>2 度以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>mg/L</td> <td>0.01 以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>mg/L</td> <td>0.01 以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>mg/L</td> <td>1 以下</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(環境基準達成○ 未達成×)</p>													単位	基準値	地点 1	地点 2	地点 3	地点 4	地点 5	地点 6	地点 7	地点 8	地点 9	地点 10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	塩化物イオン	mg/L	200 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有機物 (TOC の量)	mg/L	3 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一般細菌	個/mL	100 以下	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	大腸菌群数		検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鉄	mg/L	0.3 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	マンガン	mg/L	0.05 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	pH		5.8～8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	臭気		異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	味		異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	色度		5 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	濁度		2 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	単位	基準値	地点 1	地点 2	地点 3	地点 4	地点 5	地点 6	地点 7	地点 8	地点 9	地点 10																																																																																																																																																																																																																
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
塩化物イオン	mg/L	200 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
有機物 (TOC の量)	mg/L	3 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
一般細菌	個/mL	100 以下	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
大腸菌群数		検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
鉄	mg/L	0.3 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
マンガン	mg/L	0.05 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
pH		5.8～8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
臭気		異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
味		異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
色度		5 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
濁度		2 度以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																
用語説明	<p><b>亜硝酸(HNO<sub>2</sub>)</b> 亜硝酸は、動植物の腐敗物、排泄物などによる水環境の汚染の代表的な指標の一つ。水中の酸素を多量に消費するので、亜硝酸性窒素が多量に含まれると、酸素が著しく少なくなり、魚等の生物が窒息死する。</p> <p><b>塩化物イオン(Cl<sup>-</sup>)</b> 塩化物イオンは、海水中には約 19g/l、表流水中では一般に数 mg/l 程度含まれる。海岸地帯では海水の浸透、風送塩の影響で表流水中の濃度が高くなることもある。水道法水質基準値は、200mg/l 以下。塩素イオンが増加した場合、家庭排水、工場排水、し尿等の混入汚染が考えられるため、人為的汚染の有無を判断する指標ともなる。</p>																																																																																																																																																																																																																											

<p><b>有機物(過マンガン酸カリウム消費量)</b></p>	<p>水の有機物汚染等を知るために、水中の被酸化性物質によって消費される過マンガン酸カリウムの量。有機物とは、炭素を含む化合物の中で、炭素と酸素からなるもの(一酸化炭素や二酸化炭素以外)を言う。有機物には、生物体内で作られる炭水化物、脂肪、蛋白質等のほか、無数の人工的に合成された有機化合物がある。水道法水質基準値は、3mg/l以下。過マンガン酸カリウム消費量が増加する原因としては、原水への産業排水、下水、し尿などの流入、浄水処理の不調や配・給水系統への汚水の混入、及び生物の管内における繁殖等が考えられる。</p>
<p><b>一般細菌</b></p>	<p>一般細菌とは、従属栄養細菌のうち混血動物の体温付近で比較的短時間に集落を形成する細菌を言う。一般細菌にはさまざまなものがあるが、水生細菌群、土壌由来細菌群、下水由来細菌群の3群に分けられる。水道法水質基準では、1ml中の集落数が100個以下。河川水では水温の変化や降雨によって著しく影響を受けるので、細菌数が多い値を示しても、必ずしもし尿などの汚染の影響を受けているとは言えない。</p>
<p><b>大腸菌群数</b></p>	<p>大腸菌群数とは、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。河川での大腸菌群数の環境基準値は類型別に定められており、100ml中の量が50MPN以下～5000MPN以下。飲料水は検出するだけで不適合となる。水中の大腸菌群数は、尿尿汚染の指標として使われる。</p>
<p><b>鉄(Fe)</b></p>	<p>鉄は、自然界において酸素、ケイ素、アルミニウムについて多く存在する物質で、地殻中に約5.6%含まれており、自動車、鉄道、機械など広い範囲に使用されている。流域の地質によっては自然水中にもかなり多量に含まれているので、水質調査では普通溶解性のものだけを問題とする。また、鉄は、生物にとって重要な栄養素の一つで、通常自然水でみられるような濃度ではその毒性が問題になることはないが、鉄分が多いと水に臭味や色がつくことがある。水道法水質基準値は、0.3 mg/l以下。</p>
<p><b>マンガン(Mn)</b></p>	<p>マンガンは灰白色または銀色の脆い金属で、地殻中に約950mg/kg、海水中には約0.3 µg/l含まれている。主な用途としては、特殊鋼、乾電池、写真材料、ガソリン中のアンチノック剤等がある。生体必須元素の一つであるが、多量に摂取すると神経障害を中心とする慢性中毒を起こす。鉄と同様の理由で、水質調査では通常、溶解性のものだけを問題とする。水道法水質基準値は、0.05 mg/l以下。 汚染場所は、マンガン鉱山、マンガン精錬所、マンガン工場からの粉じんや排煙など。</p>
<p><b>pH</b></p>	<p>P27に記載済み</p>
<p><b>トリクロロエチレン</b></p>	<p>無色透明の液体。主な用途としては、金属機械部品等の脱油洗浄、ドライクリーニング、香料等の抽出、染料の溶剤等がある。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。環境基準値は0.01 mg/l以下。工場からの廃液等による地下水汚染の進行が懸念されている。</p>
<p><b>テトラクロロエチレン</b></p>	<p>テトラクロロエチレンは、揮発性有機塩素系化合物の一種で無色透明の液体。主な用途としては、ドライクリーニング、溶剤等がある。人体への影響としては、肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。環境基準値は、0.01 mg/l以下。工場からの廃液等による地下水汚染の進行が懸念されている。</p>
<p><b>1, 1, 1-トリクロロエタン</b></p>	<p>1,1,1-トリクロロエタンは、有機塩素化合物の一種で甘い臭いを持つ無色透明の液体。主な用途としては、金属洗浄剤、ドライクリーニング用溶剤等がある。人体への影響としては、中枢神経障害が知られている。環境基準値は、1 mg/l以下。工場からの廃液等による地下水汚染の進行が懸念されている。</p>

項目名	3)工場排水																																																		
目標値	環境基準	いつまで	長期(平成 35 年度)																																																
結果	<p>工場排水は、水質汚濁防止法の環境基準を使用しています。平成 30 年度調査の結果、A工場は全ての項目で基準値を達成しています。詳細データは資料編(P99)に掲載しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 15%;">基準値</th> <th style="width: 15%;">A工場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>pH(水素イオン濃度)</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">5.8~8.6</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>pH 測定時水温</td> <td style="text-align: center;">℃</td> <td style="text-align: center;">40℃以下</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>BOD(生物化学的酸素要求量)</td> <td style="text-align: center;">mg/L</td> <td style="text-align: center;">160</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>COD(化学的酸素要求量)</td> <td style="text-align: center;">mg/L</td> <td style="text-align: center;">160</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>SS(浮遊物質)</td> <td style="text-align: center;">mg/L</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td style="text-align: center;">mg/L</td> <td style="text-align: center;">0.03</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td style="text-align: center;">mg/L</td> <td style="text-align: center;">0.1</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>水銀、アルキル水銀及びその他の化合物</td> <td style="text-align: center;">mg/L</td> <td style="text-align: center;">0.005</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>鉛含有量</td> <td style="text-align: center;">mg/L</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>亜鉛含有量</td> <td style="text-align: center;">mg/L</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>溶解性鉄含有量</td> <td style="text-align: center;">mg/L</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(環境基準達成○ 未達成×)</p>				単位	基準値	A工場	pH(水素イオン濃度)	/	5.8~8.6	○	pH 測定時水温	℃	40℃以下	○	BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	160	○	COD(化学的酸素要求量)	mg/L	160	○	SS(浮遊物質)	mg/L	200	○	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	○	鉛及びその化合物	mg/L	0.1	○	水銀、アルキル水銀及びその他の化合物	mg/L	0.005	○	鉛含有量	mg/L	3	○	亜鉛含有量	mg/L	2	○	溶解性鉄含有量	mg/L	10	○
	単位	基準値	A工場																																																
pH(水素イオン濃度)	/	5.8~8.6	○																																																
pH 測定時水温	℃	40℃以下	○																																																
BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	160	○																																																
COD(化学的酸素要求量)	mg/L	160	○																																																
SS(浮遊物質)	mg/L	200	○																																																
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	○																																																
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	○																																																
水銀、アルキル水銀及びその他の化合物	mg/L	0.005	○																																																
鉛含有量	mg/L	3	○																																																
亜鉛含有量	mg/L	2	○																																																
溶解性鉄含有量	mg/L	10	○																																																
用語説明	<p><b>pH</b> P27 に記載済み</p> <p><b>BOD</b> P27 に記載済み</p> <p><b>COD</b> Chemical Oxygen Demand の略。化学的酸素要求量。COD の値が高いと、水中の酸素を消費する物質がたくさん入っていると考えられ、生活排水などが混入していると考えられる。COD 値が高いと水中の酸素が不足し、生物が住めなくなる。水の汚れを示す代表的な指標。</p> <p><b>SS</b> P27 に記載済み</p> <p><b>カドミウム(Cd)</b> カドミウムは、青白色の光沢を持つ柔らかい金属。地殻中の存在量は約 0.02mg/kg とわずかであるが、亜鉛と共存する形で自然界に広く分布しており、特に汚染を受けていない地表水や地下水中でも、亜鉛の 1/100 から 1/150 程度の量(約 0.1~0.5 µg/l)が含まれると言われている。主な用途としては、顔料、プラスチック、電池、金属加工等がある。人体に対する毒性は強く、急性毒性では数グラムの摂取で激しい胃腸炎を起こす。公害病として有名なイタイイタイ病は、顔料、プラスチック、電池、金属加工工場からの排水が原因とされ、慢性中毒による腎機能障害、カルシウム代謝異常に、妊娠、授乳、栄養素としてのカルシウム不足などの要因が重なって発症した重症の骨軟化症とされている。排水基準値は、0.03 mg/ l以下。</p>																																																		

鉛(Pb)	鉛は、蒼白色のやわらかく重い金属で、地殻中の存在量は約13mg/kg。古くから人類に利用されてきた金属の1つで、現在でもそのさびにくさ、加工しやすさを利用して鉛管、板、蓄電池等、金属のまま使用されるほか、その化合物も広く利用されている。人体への影響としては、貧血や中枢神経等への影響がある。排水基準値は、0.1 mg/ℓ以下。鉛蓄電池、ハンダ、顔料、塗料、うわぐすり等の工場からの排水が原因で環境に影響を及ぼす。
水銀(Hg)	水銀は、無機水銀と次項で述べる有機水銀をあわせたもの。水銀は銀白色で、常温では唯一の液体金属。地殻中の存在量は約0.08mg/kgで、主に赤色硫化物である辰砂(HgS)として産出される。水銀は古くから知られており、防腐、消毒等のほか金鉱山での金の精錬にも使用されてきた。現在でも化学製品製造、医薬品、乾電池などに使用されている。排水基準値は、0.005 mg/ ℓ以下。慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響が見られ、化学工業、化学製品製造工場、食塩電解工場、医薬品製造工場等での製造工程において水銀を使用する場合があります、排水中に含まれることが多い。
銅(Cu)	銅は、銀に次いで電気を通しやすい金属である。自然界に広く分布しており、地殻中に約55mg/kg、海水中に約0.6 μg/ℓ含まれている。主な用途としては、電線、合金、貨幣、農薬や医薬品の製造原料等がある。生体必須元素の1つであるが、大量に摂取すると慢性中毒を起こす。排水基準値は、3.0 mg/ℓ以下。銅の汚染源としては、鉱山排水、金属関係工場からの排水、大気粉塵からの溶出などがある。
亜鉛(Zn)	亜鉛は、青みを帯びた銀白色の金属である。自然界に広く分布しており、地殻中に約70mg/kg、海水中には約0.004mg/ℓ含まれる。主な用途としては、鉄製品のメッキ、乾電池の陰極、合金等がある。生体必須元素の1つであるが、大量に摂取すると呼吸器や消化器に障害を起こす。排水基準値は、2.0 mg/ℓ以下。亜鉛の汚染源としては、鉱山排水、金属製品工場の排水等があげられる。
鉄(Fe)	P29に記載済み

### 河川に与える生活排水の影響は？

毎日私たちは何気なく生活排水を出しています。ところで現在、その生活排水が水質汚濁の原因の60%～70%を占めると言われています。いったい何が問題となるのでしょうか。

まず、石けんや洗剤などの化学物質を流しているのですから、そういった化学物質による汚染が思い浮かぶかと思いますが、しかし最も大きな問題は河川の富栄養化です。

河川の富栄養化は、生活排水が流れ込むことで、河川に植物プランクトンの栄養となるような化学物質が増大することです。これによって、河川にいる植物プランクトンが増大し、著しくなると、アオコや赤潮の発生を招きます。

では、富栄養化を防ぐために、私たちはどうすればよいのでしょうか。浄化槽法による規制もありますが、基本的な解決には一人ひとりの心がけが不可欠であり、対処法の一つとして、植物の栄養となる窒素やリンを含む排水を出さないように心がけることがあげられます。

### 3 騒音

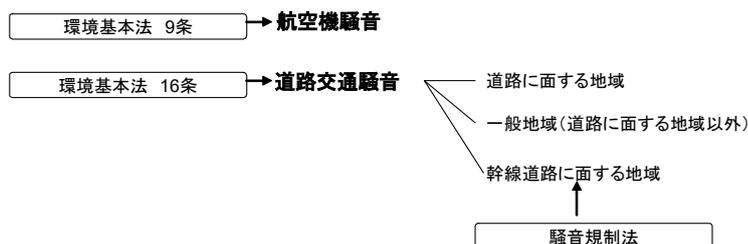
環境基本法(平成5年法)の第16条および第9条によって、道路交通騒音と航空機騒音に対して『生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい騒音に係る基準』が設定されています。また道路交通騒音の中でも、幹線交通に関しては、騒音規制法第17条によって要請限度(設定された数値を超えて、かつ、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請できる数値)が設定されています。これによって、環境基準の達成を促進しています。また、道路交通振動についても振動規制法第16条に基づき、要請限度が設定されています。

また、騒音規制法第18条に基づき、福生市内における道路交通騒音の継続的監視として、自動車騒音面的評価(幹線道路の自動車騒音の状況についての調査)を実施しました。なお、平成26年度より振動について調査を開始しました。

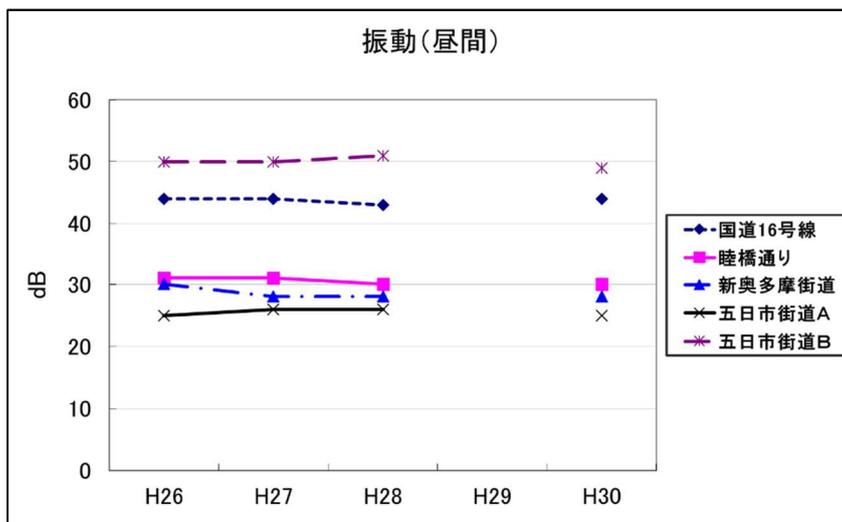
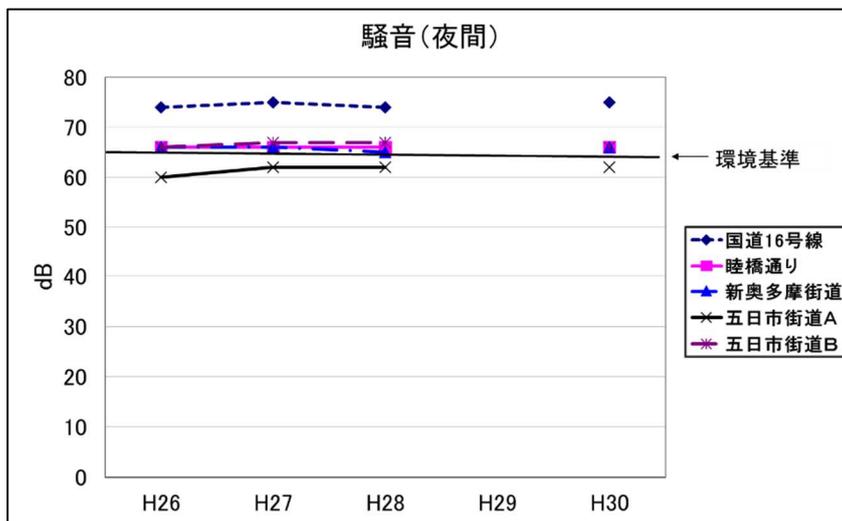
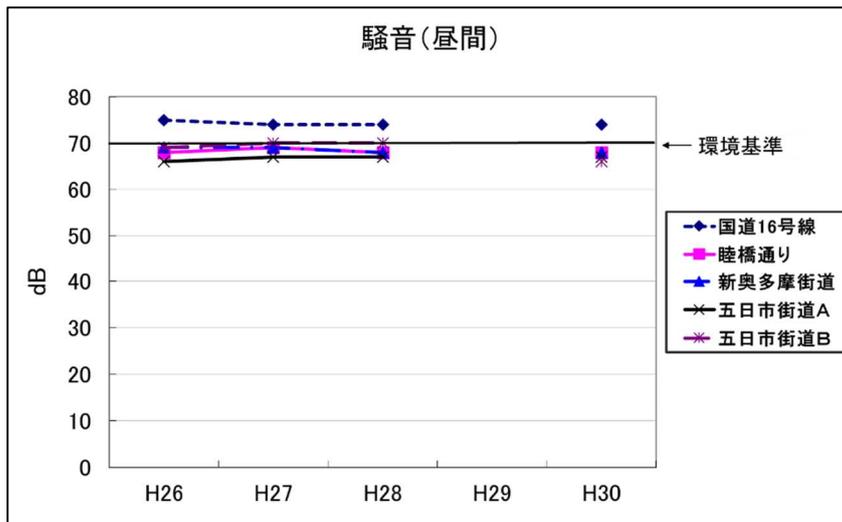
上記に基づき、1)福生市における主要幹線交通の道路騒音・振動 2)自動車騒音面的評価 3)航空機騒音 4)福生市における主要な道路騒音の4項目を調査しています。

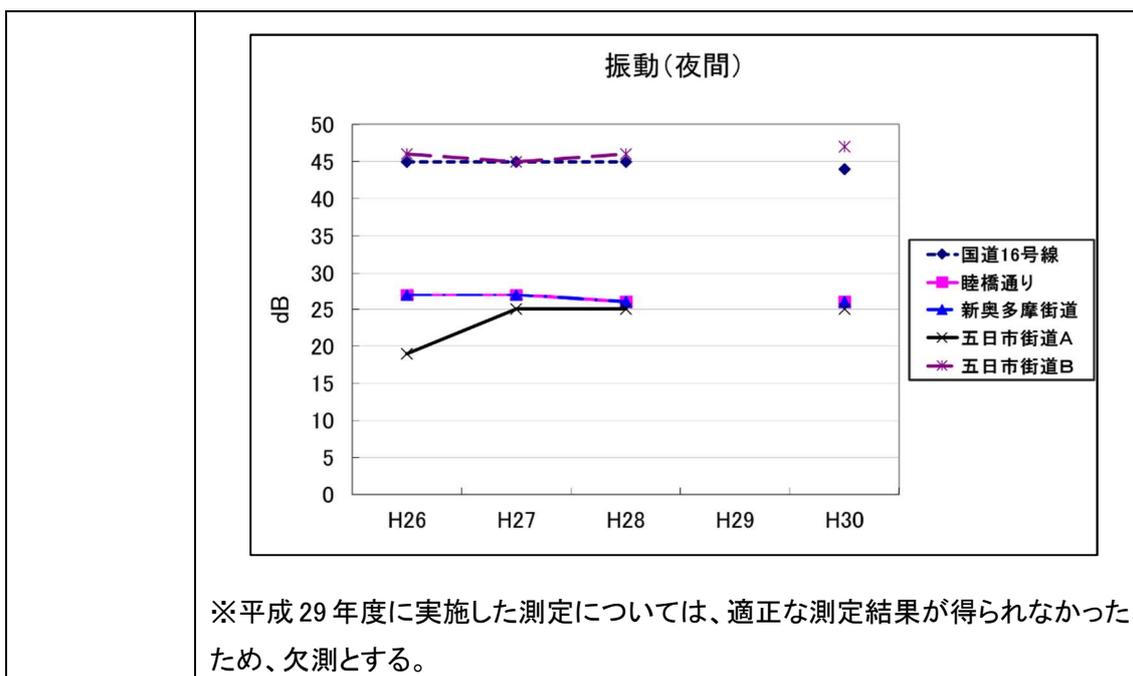
航空機騒音は誘導灯付近において今年度も環境基準を大きく上回る結果となりました。

道路交通騒音に関しては、測定地点46地点のうち5地点が環境基準を超える結果となりました。詳細データは資料編(P103～P113)に掲載しています。

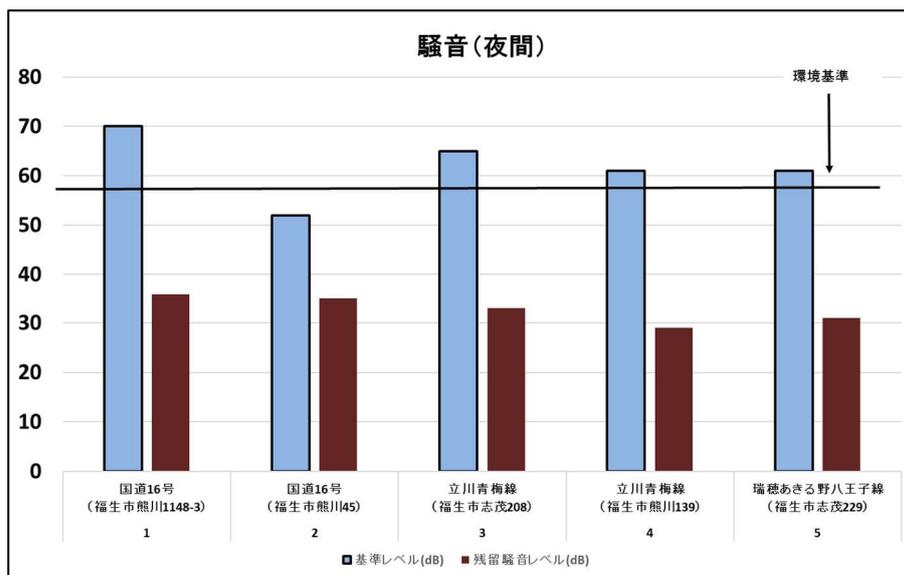


項目名	1)福生市における主要幹線交通の道路騒音・振動(要請限度)																																						
目標値	環境基準	いつまで	長期(平成35年度)																																				
結果	<table border="1"> <caption>交通量 (台)</caption> <thead> <tr> <th>路線</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道16号線</td> <td>54,000</td> <td>51,000</td> <td>50,000</td> <td></td> <td>39,000</td> </tr> <tr> <td>陸橋通り</td> <td>21,000</td> <td>20,000</td> <td>24,000</td> <td></td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>新奥多摩街道</td> <td>17,000</td> <td>17,000</td> <td>17,000</td> <td></td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>五日市街道A</td> <td>7,000</td> <td>10,000</td> <td>9,000</td> <td></td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>五日市街道B</td> <td>18,000</td> <td>18,000</td> <td>19,000</td> <td></td> <td>11,000</td> </tr> </tbody> </table>			路線	H26	H27	H28	H29	H30	国道16号線	54,000	51,000	50,000		39,000	陸橋通り	21,000	20,000	24,000		20,000	新奥多摩街道	17,000	17,000	17,000		13,000	五日市街道A	7,000	10,000	9,000		7,000	五日市街道B	18,000	18,000	19,000		11,000
路線	H26	H27	H28	H29	H30																																		
国道16号線	54,000	51,000	50,000		39,000																																		
陸橋通り	21,000	20,000	24,000		20,000																																		
新奥多摩街道	17,000	17,000	17,000		13,000																																		
五日市街道A	7,000	10,000	9,000		7,000																																		
五日市街道B	18,000	18,000	19,000		11,000																																		



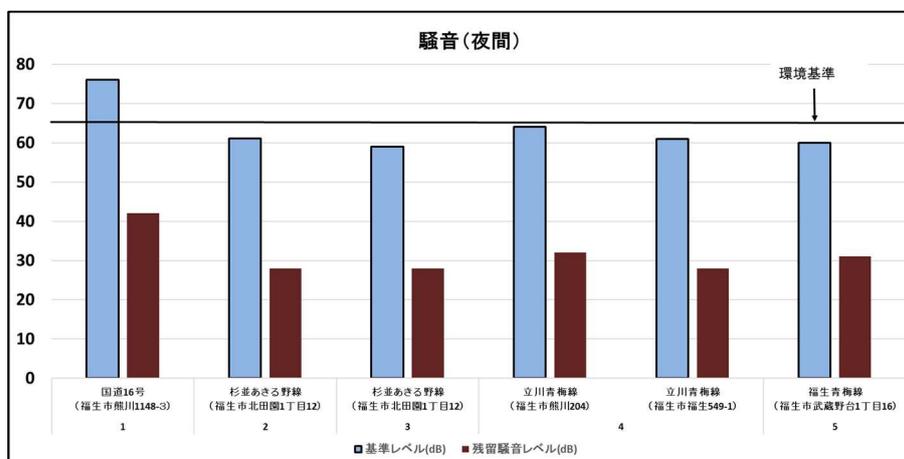
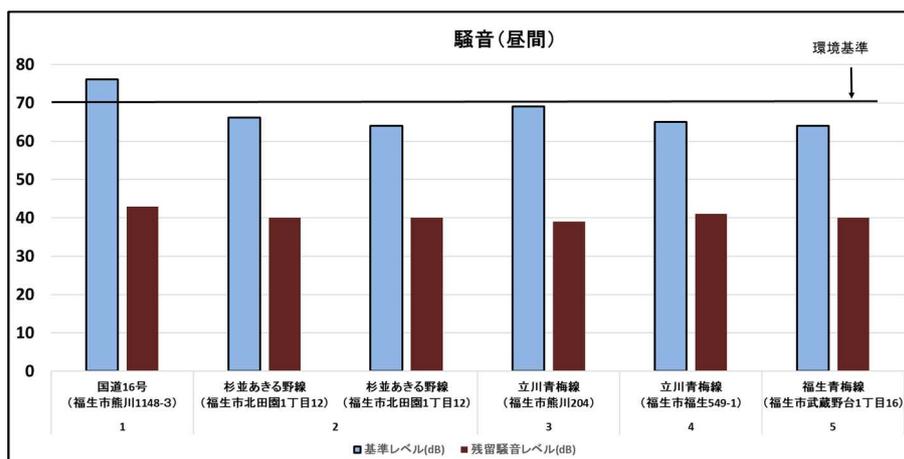


項目名	2)自動車騒音面的評価																				
目標値	環境基準	いつまで	長期(平成 35 年度)																		
結果	<p>【平成 26 年度】</p> <p>測定日時 平成 26 年 7 月 2 日(水)正午から 7 月 3 日(木)正午まで</p> <table border="1"> <caption>騒音(昼間)の測定結果 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>基準レベル(dB)</th> <th>残留騒音レベル(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 国道16号 (福生市熊川1148-3)</td> <td>71</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>2 国道16号 (福生市熊川45)</td> <td>55</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>3 立川青梅線 (福生市志茂208)</td> <td>69</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>4 立川青梅線 (福生市熊川139)</td> <td>66</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>5 瑞穂あきる野八王子線 (福生市志茂229)</td> <td>65</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table>			地点	基準レベル(dB)	残留騒音レベル(dB)	1 国道16号 (福生市熊川1148-3)	71	43	2 国道16号 (福生市熊川45)	55	42	3 立川青梅線 (福生市志茂208)	69	40	4 立川青梅線 (福生市熊川139)	66	42	5 瑞穂あきる野八王子線 (福生市志茂229)	65	41
地点	基準レベル(dB)	残留騒音レベル(dB)																			
1 国道16号 (福生市熊川1148-3)	71	43																			
2 国道16号 (福生市熊川45)	55	42																			
3 立川青梅線 (福生市志茂208)	69	40																			
4 立川青梅線 (福生市熊川139)	66	42																			
5 瑞穂あきる野八王子線 (福生市志茂229)	65	41																			



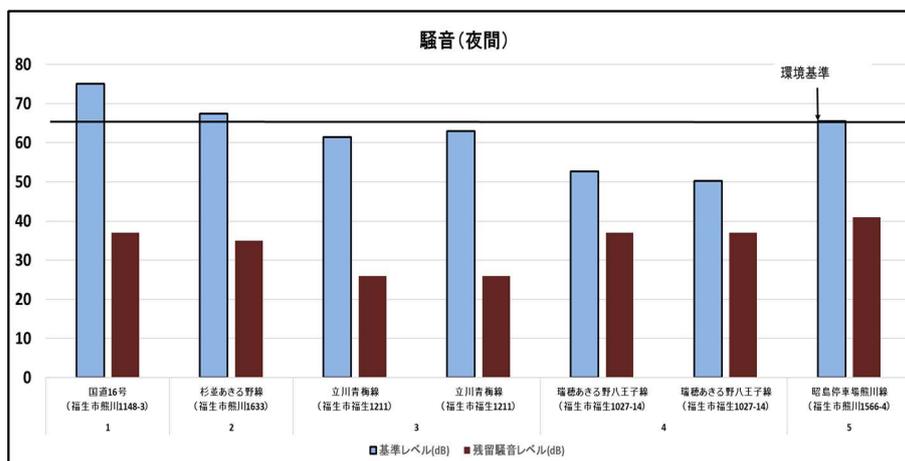
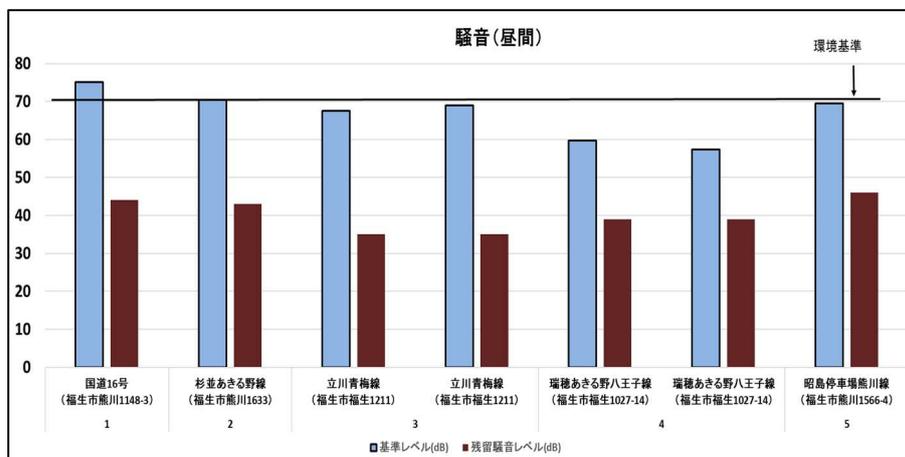
【平成 27 年度】

測定日時 平成 27 年 11 月 5 日(木)正午から 11 月 6 日(金)正午まで



【平成 28 年度】

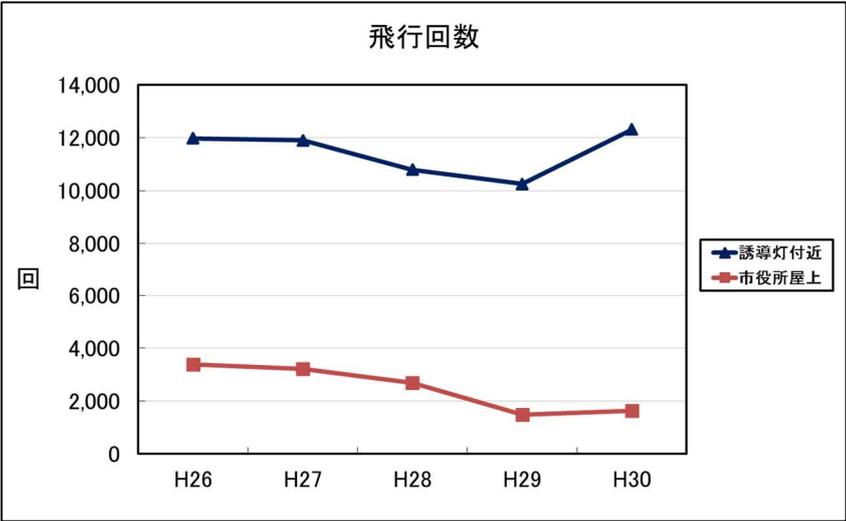
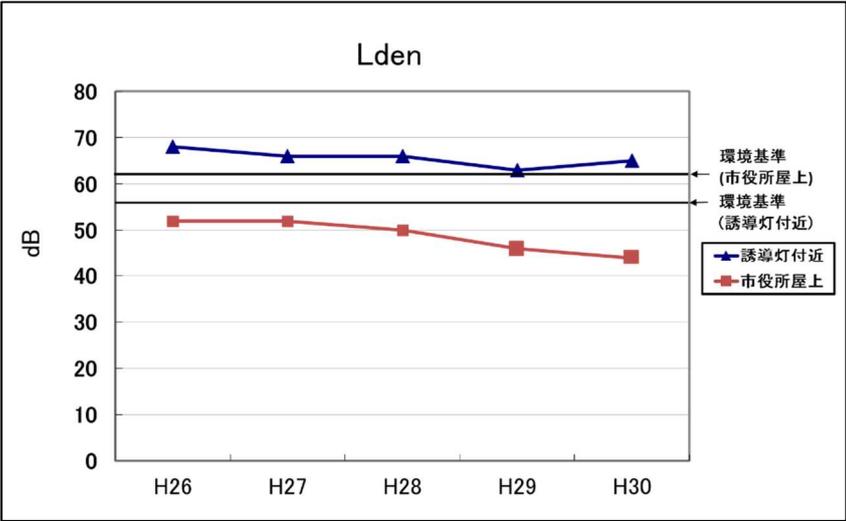
測定日時 平成 28 年 7 月 7 日(木)正午から 7 月 8 日(金)正午まで



【平成 29 年度】

平成 29 年度に実施した測定については、適正な測定結果が得られなかったため、欠測とする。

	<p><b>【平成 30 年度】</b> 測定日時 平成 30 年 6 月 28 日(木)正午から 6 月 29 日(金)正午まで</p> <p style="text-align: center;"><b>騒音(昼間)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>騒音(夜間)</b></p>
<p><b>用語説明</b> <b>騒音</b></p>	<p>騒音の一般的な定義としては、「好ましくない」「不必要な音」とされているが、影響面からみると極めて大きな音、音色の不愉快な音、必要な音の聴取を妨げる音、思考や休養、作業を妨げる音が騒音であるとされている。</p> <p>音の聴こえる範囲</p> <p style="text-align: center;">音圧(dB)</p> <p>0      20      40      60      80      100      120      140</p> <p>→</p> <p>ささやき声      静かな室内      通常の会話      幹線道路沿い      の近場で行き通る大型トラック      離陸音      音として聴ける限界</p>

項目名	3) 航空機騒音																																						
目標値	環境基準	いつまで	長期(平成 35 年度)																																				
	<div style="text-align: center;">  <p>飛行回数</p> <table border="1"> <caption>飛行回数 (回)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>誘導灯付近</th> <th>市役所屋上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>12,000</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>11,800</td> <td>3,200</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>10,800</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>10,200</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>12,500</td> <td>1,800</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;">  <p>Lden</p> <table border="1"> <caption>Lden (dB)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>誘導灯付近</th> <th>市役所屋上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>68</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>66</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>66</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>63</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>65</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table> <p>環境基準 (市役所屋上) 62dB 環境基準 (誘導灯付近) 57dB</p> </div> <p>環境基準は市役所が Lden62dB 以下、誘導灯付近が 57dB 以下。 数値に関しては資料編(P107~P111)をご覧ください。</p>			年度	誘導灯付近	市役所屋上	H26	12,000	3,500	H27	11,800	3,200	H28	10,800	2,800	H29	10,200	1,500	H30	12,500	1,800	年度	誘導灯付近	市役所屋上	H26	68	52	H27	66	51	H28	66	50	H29	63	46	H30	65	44
年度	誘導灯付近	市役所屋上																																					
H26	12,000	3,500																																					
H27	11,800	3,200																																					
H28	10,800	2,800																																					
H29	10,200	1,500																																					
H30	12,500	1,800																																					
年度	誘導灯付近	市役所屋上																																					
H26	68	52																																					
H27	66	51																																					
H28	66	50																																					
H29	63	46																																					
H30	65	44																																					
用語説明	<p><b>Lden</b></p> <p>時間帯補正等価騒音レベル(Level day-evening-night)。1 日を通して測定された航空機騒音の全エネルギー1 日あたりの平均値。ただし夕方(19 時~22 時)に測定された騒音には 5 デシベル、夜間(22 時~7 時)に測定された騒音には 10 デシベルの重みを付け評価を行う。国際的に騒音の評価指標として主流となっている。</p>																																						

第3章 今年度の現状と取り組み(目標に対する結果)

項目名	4) 福生市における主要な道路騒音																																																																																																																																																																				
目標値	環境基準	いつまで	長期(平成 35 年度)																																																																																																																																																																		
結果	<p>平成 30 年度測定結果 資料編(P112~P113)参照。 ○…環境基準以内 ×…環境基準超過</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">測定地点</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">用途地域</th> <th rowspan="2">道路との関係</th> <th>等価騒音レベル(LEQ)</th> <th rowspan="2">環境基準</th> <th rowspan="2">判定</th> </tr> <tr> <th>平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>準工業</td> <td>一般地域</td> <td>53</td> <td>60</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>準工業</td> <td>一般地域</td> <td>49</td> <td>60</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>第1種住居</td> <td>沿道</td> <td>65</td> <td>70</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第1種低層</td> <td>後背地</td> <td>48</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>近隣商業</td> <td>沿道</td> <td>68</td> <td>70</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>近隣商業</td> <td>後背地</td> <td>54</td> <td>60</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>第1種低層</td> <td>一般地域</td> <td>45</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td>第1種住居</td> <td>沿道</td> <td>68</td> <td>70</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第1種低層</td> <td>後背地</td> <td>52</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7</td> <td>近隣商業</td> <td>沿道</td> <td>74</td> <td>70</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>第1種低層</td> <td>後背地</td> <td>54</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8</td> <td>第2種低層</td> <td>沿道</td> <td>62</td> <td>60</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>第1種低層</td> <td>後背地</td> <td>57</td> <td>55</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td>第1種中高層</td> <td>沿道</td> <td>64</td> <td>65</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第1種低層</td> <td>後背地</td> <td>42</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10</td> <td>第1種低層</td> <td>後背地</td> <td>47</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第1種中高層</td> <td>沿道</td> <td>59</td> <td>60</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">11</td> <td>第2種住居</td> <td>沿道</td> <td>63</td> <td>70</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第1種低層</td> <td>後背地</td> <td>53</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>第1種中高層</td> <td>一般地域</td> <td>50</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>第1種中高層</td> <td>一般地域</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>近隣商業</td> <td>一般地域</td> <td>47</td> <td>65</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>第1種低層</td> <td>一般地域</td> <td>53</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">16</td> <td>近隣商業</td> <td>沿道</td> <td>74</td> <td>70</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>第1種低層</td> <td>後背地</td> <td>53</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>第1種低層</td> <td>一般地域</td> <td>53</td> <td>55</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>					測定地点						No	用途地域	道路との関係	等価騒音レベル(LEQ)	環境基準	判定	平成 30 年度	1	準工業	一般地域	53	60	○	2	準工業	一般地域	49	60	○	3	第1種住居	沿道	65	70	○	第1種低層	後背地	48	55	○	4	近隣商業	沿道	68	70	○	近隣商業	後背地	54	60	○	5	第1種低層	一般地域	45	55	○	6	第1種住居	沿道	68	70	○	第1種低層	後背地	52	55	○	7	近隣商業	沿道	74	70	×	第1種低層	後背地	54	55	○	8	第2種低層	沿道	62	60	×	第1種低層	後背地	57	55	×	9	第1種中高層	沿道	64	65	○	第1種低層	後背地	42	55	○	10	第1種低層	後背地	47	55	○	第1種中高層	沿道	59	60	○	11	第2種住居	沿道	63	70	○	第1種低層	後背地	53	55	○	12	第1種中高層	一般地域	50	55	○	13	第1種中高層	一般地域	55	60	○	14	近隣商業	一般地域	47	65	○	15	第1種低層	一般地域	53	55	○	16	近隣商業	沿道	74	70	×	第1種低層	後背地	53	55	○	17	第1種低層	一般地域	53	55	○
測定地点																																																																																																																																																																					
No	用途地域	道路との関係	等価騒音レベル(LEQ)	環境基準	判定																																																																																																																																																																
			平成 30 年度																																																																																																																																																																		
1	準工業	一般地域	53	60	○																																																																																																																																																																
2	準工業	一般地域	49	60	○																																																																																																																																																																
3	第1種住居	沿道	65	70	○																																																																																																																																																																
	第1種低層	後背地	48	55	○																																																																																																																																																																
4	近隣商業	沿道	68	70	○																																																																																																																																																																
	近隣商業	後背地	54	60	○																																																																																																																																																																
5	第1種低層	一般地域	45	55	○																																																																																																																																																																
6	第1種住居	沿道	68	70	○																																																																																																																																																																
	第1種低層	後背地	52	55	○																																																																																																																																																																
7	近隣商業	沿道	74	70	×																																																																																																																																																																
	第1種低層	後背地	54	55	○																																																																																																																																																																
8	第2種低層	沿道	62	60	×																																																																																																																																																																
	第1種低層	後背地	57	55	×																																																																																																																																																																
9	第1種中高層	沿道	64	65	○																																																																																																																																																																
	第1種低層	後背地	42	55	○																																																																																																																																																																
10	第1種低層	後背地	47	55	○																																																																																																																																																																
	第1種中高層	沿道	59	60	○																																																																																																																																																																
11	第2種住居	沿道	63	70	○																																																																																																																																																																
	第1種低層	後背地	53	55	○																																																																																																																																																																
12	第1種中高層	一般地域	50	55	○																																																																																																																																																																
13	第1種中高層	一般地域	55	60	○																																																																																																																																																																
14	近隣商業	一般地域	47	65	○																																																																																																																																																																
15	第1種低層	一般地域	53	55	○																																																																																																																																																																
16	近隣商業	沿道	74	70	×																																																																																																																																																																
	第1種低層	後背地	53	55	○																																																																																																																																																																
17	第1種低層	一般地域	53	55	○																																																																																																																																																																

第3章 今年度の現状と取り組み(目標に対する結果)

	18	近隣商業	沿道	67	70	○
		近隣商業	後背地	55	60	○
	19	第1種低層	一般地域	54	55	○
	20	第2種中高層	沿道	65	70	○
		第1種中高層	後背地	52	55	○
	21	商業	一般地域	63	65	○
	22A	商業	一般地域	63	65	○
	22B	商業	沿道	65	70	○
		第2種低層	後背地	52	55	○
	23	第1種中高層	沿道	67	60	×
		第1種低層	後背地	51	55	○
	24	準工業	一般地域	47	65	○
	25	近隣商業	沿道	64	65	○
		第1種中高層	後背地	47	55	○
	26	第1種低層	一般地域	46	60	○
	27	工業	沿道	67	70	○
		工業	後背地	49	65	○
	28	第1種低層	一般地域	44	60	○
	29	第1種住居	沿道	65	70	○
		第1種住居	後背地	49	55	○
用語説明 等価騒音レベル (LEQ)	騒音は時間によって変動する。等価騒音レベルとは、時間に対して平均値をとったもの。					

#### 4 苦情受付件数

平成 30 年度、市に寄せられた苦情は 215 件です。前年度に比べ 9 件増加しました。騒音・振動等の項目において苦情件数が前年度に比べ増えています。

項目名	1) 苦情受付件数																																																								
目標値	特に設定なし	いつまで	—																																																						
結果	<div style="text-align: center;"> <p>苦情件数</p> <table border="1"> <caption>苦情件数 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>航空機騒音</th> <th>騒音・振動</th> <th>低周波音</th> <th>地盤沈下</th> <th>悪臭</th> <th>雑草</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年度</td> <td>200</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>275</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>190</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>160</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>140</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>130</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>215</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>数値に関しては資料編(P114～P115)をご覧ください。</p>			年度	航空機騒音	騒音・振動	低周波音	地盤沈下	悪臭	雑草	その他	合計	26年度	200	20	10	10	10	10	15	275	27年度	190	10	10	10	10	10	15	245	28年度	160	10	10	10	10	10	15	215	29年度	140	10	10	10	10	10	15	195	30年度	130	10	10	10	10	10	15	215
年度	航空機騒音	騒音・振動	低周波音	地盤沈下	悪臭	雑草	その他	合計																																																	
26年度	200	20	10	10	10	10	15	275																																																	
27年度	190	10	10	10	10	10	15	245																																																	
28年度	160	10	10	10	10	10	15	215																																																	
29年度	140	10	10	10	10	10	15	195																																																	
30年度	130	10	10	10	10	10	15	215																																																	

5 緑化

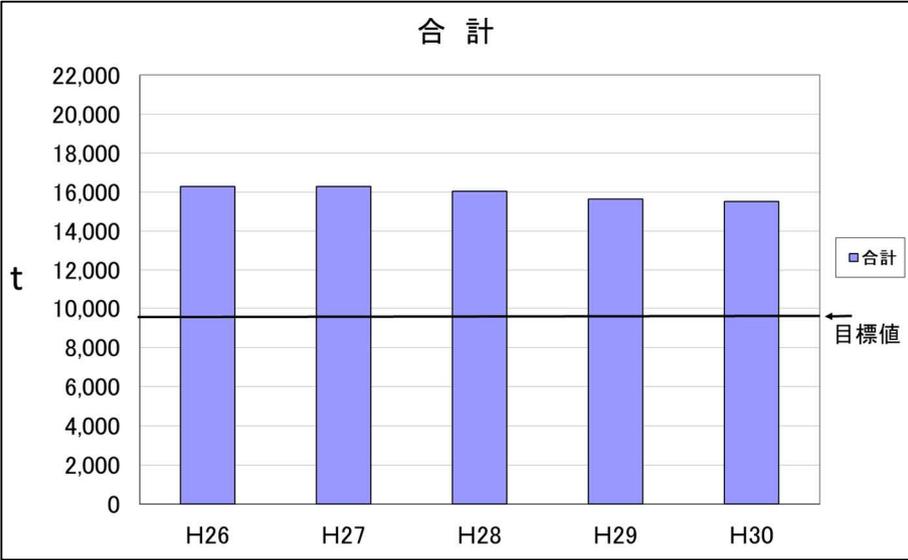
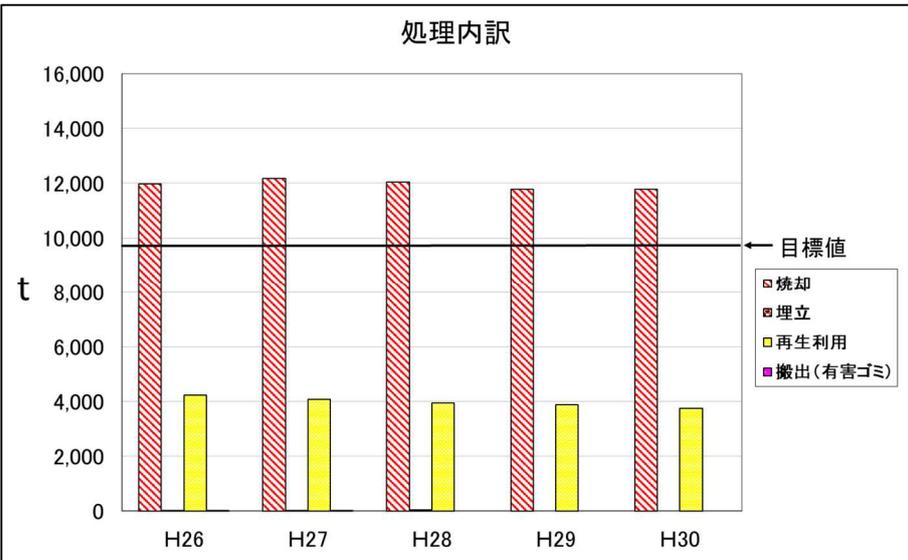
項目名	1) 保存樹林地、保存樹木、保存生垣奨励金・生垣設置補助金																																																																																																																		
目標値	緑地面積の拡大(380ha)	いつまで	長期(平成 35 年度)																																																																																																																
結果	<p>市民所有の保存樹林地「宅地介在山林・一般山林」に対し、奨励金を交付し保存管理していただいています。また、高さ 10m 以上・幹の周囲 1m 以上の樹木及び公道に面している高さ 1m 以上・長さ 5m 以上の生垣にも奨励金を交付しています。平成 30 年度は、保存樹林地が宅地介在山林 4 件 2,300 m<sup>2</sup>、一般山林 2 件 669 m<sup>2</sup>、保存樹木は 37 件 169 本、保存生垣は 135 件 142 箇所 2,767m でした。</p> <p>① 保存樹林地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>種別</th> <th>件数</th> <th>筆数</th> <th>面積(m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成 26 年度</td> <td>宅地介在山林</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>4,801.00</td> </tr> <tr> <td>一般山林</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>1,348.00</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9</td> <td>14</td> <td>6,149.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 27 年度</td> <td>宅地介在山林</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2,300.00</td> </tr> <tr> <td>一般山林</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>669.00</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>2,969.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 28 年度</td> <td>宅地介在山林</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2,300.00</td> </tr> <tr> <td>一般山林</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>669.00</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>2,969.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 29 年度</td> <td>宅地介在山林</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2,300.00</td> </tr> <tr> <td>一般山林</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>669.00</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>2,969.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成 30 年度</td> <td>宅地介在山林</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2,300.00</td> </tr> <tr> <td>一般山林</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>669.00</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>2,969.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 保存樹木</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>39</td> <td>177</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>40</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>39</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>38</td> <td>173</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>37</td> <td>169</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 保存生垣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>箇所数</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>152</td> <td>158</td> <td>3,143.0</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>145</td> <td>158</td> <td>3,109.0</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>141</td> <td>147</td> <td>2,930.0</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>138</td> <td>144</td> <td>2,890.0</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>135</td> <td>142</td> <td>2,767.0</td> </tr> </tbody> </table>			年度	種別	件数	筆数	面積(m <sup>2</sup> )	平成 26 年度	宅地介在山林	5	7	4,801.00	一般山林	4	7	1,348.00	計	9	14	6,149.00	平成 27 年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00	一般山林	2	3	669.00	計	6	9	2,969.00	平成 28 年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00	一般山林	2	3	669.00	計	6	9	2,969.00	平成 29 年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00	一般山林	2	3	669.00	計	6	9	2,969.00	平成 30 年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00	一般山林	2	3	669.00	計	6	9	2,969.00	年度	件数	本数	平成 26 年度	39	177	平成 27 年度	40	175	平成 28 年度	39	174	平成 29 年度	38	173	平成 30 年度	37	169	年度	件数	箇所数	延長(m)	平成 26 年度	152	158	3,143.0	平成 27 年度	145	158	3,109.0	平成 28 年度	141	147	2,930.0	平成 29 年度	138	144	2,890.0	平成 30 年度	135	142	2,767.0
年度	種別	件数	筆数	面積(m <sup>2</sup> )																																																																																																															
平成 26 年度	宅地介在山林	5	7	4,801.00																																																																																																															
	一般山林	4	7	1,348.00																																																																																																															
	計	9	14	6,149.00																																																																																																															
平成 27 年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00																																																																																																															
	一般山林	2	3	669.00																																																																																																															
	計	6	9	2,969.00																																																																																																															
平成 28 年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00																																																																																																															
	一般山林	2	3	669.00																																																																																																															
	計	6	9	2,969.00																																																																																																															
平成 29 年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00																																																																																																															
	一般山林	2	3	669.00																																																																																																															
	計	6	9	2,969.00																																																																																																															
平成 30 年度	宅地介在山林	4	6	2,300.00																																																																																																															
	一般山林	2	3	669.00																																																																																																															
	計	6	9	2,969.00																																																																																																															
年度	件数	本数																																																																																																																	
平成 26 年度	39	177																																																																																																																	
平成 27 年度	40	175																																																																																																																	
平成 28 年度	39	174																																																																																																																	
平成 29 年度	38	173																																																																																																																	
平成 30 年度	37	169																																																																																																																	
年度	件数	箇所数	延長(m)																																																																																																																
平成 26 年度	152	158	3,143.0																																																																																																																
平成 27 年度	145	158	3,109.0																																																																																																																
平成 28 年度	141	147	2,930.0																																																																																																																
平成 29 年度	138	144	2,890.0																																																																																																																
平成 30 年度	135	142	2,767.0																																																																																																																

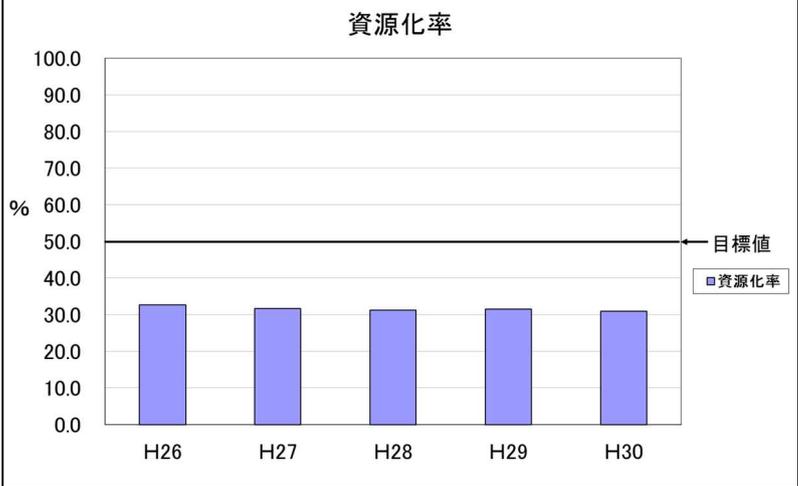
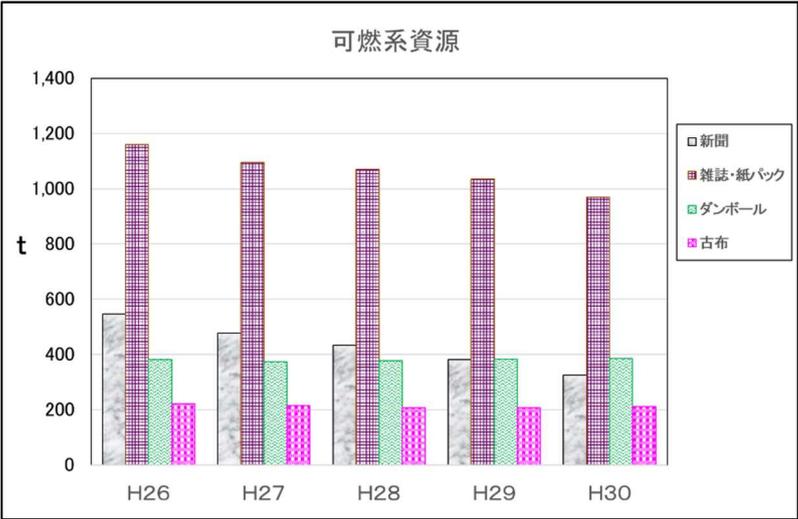
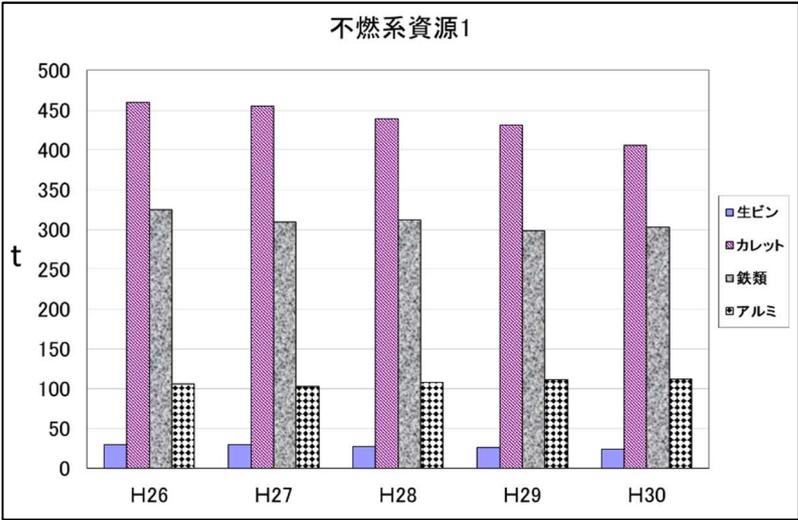
## 6 ごみ

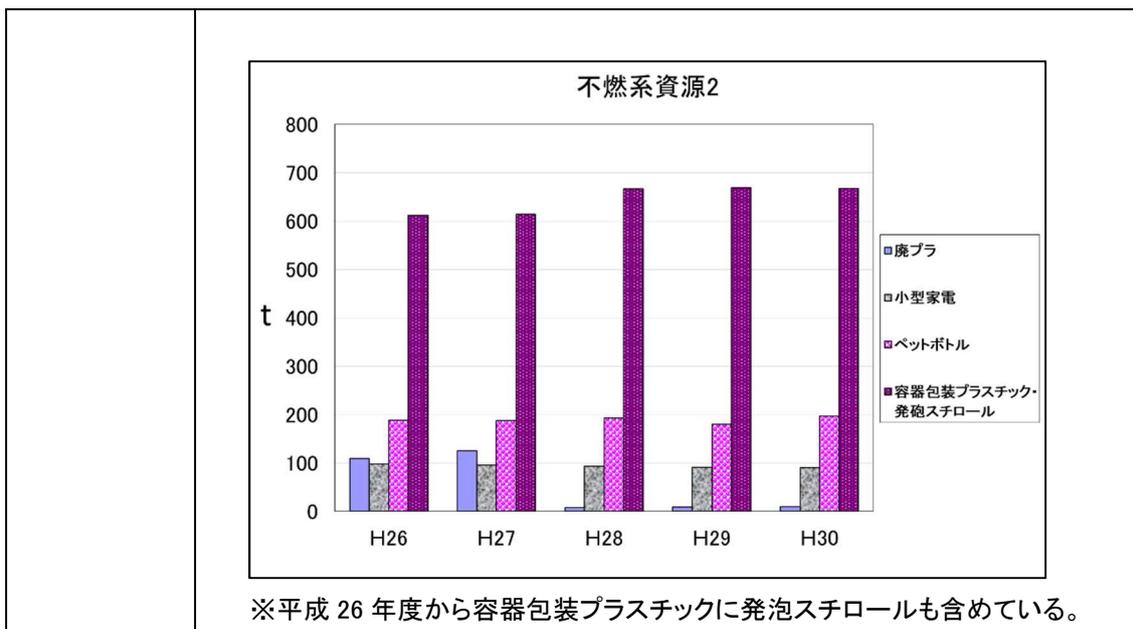
福生市では平成14年からごみの有料化を実施しました。未実施の平成13年と比べると、平成14年では可燃ごみと不燃ごみの減量、資源ごみの増量と改善が見られました。

その後、ごみの排出量は平成20年以前から減少傾向にあります。

また、資源化率の値もほぼ横ばいです。近年ごみの排出量が減少するとともに資源ごみの排出量も減少したことによるものと考えられます。

項目名	1)ごみ排出量																																												
目標値	ごみ排出量 50%程度の削減 (基準年度H14 19,776t/年)	いつまで	長期(平成35年度)																																										
結果	<div style="text-align: center;">合計</div>  <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>合計 (t)</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>排出量 (t)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>16,300</td></tr> <tr><td>H27</td><td>16,300</td></tr> <tr><td>H28</td><td>16,100</td></tr> <tr><td>H29</td><td>15,700</td></tr> <tr><td>H30</td><td>15,500</td></tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;">処理内訳</div>  <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>処理内訳 (t)</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>焼却</th><th>埋立</th><th>再生利用</th><th>搬出(有害ゴミ)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>12,000</td><td>12,000</td><td>4,300</td><td>0</td></tr> <tr><td>H27</td><td>12,200</td><td>12,200</td><td>4,100</td><td>0</td></tr> <tr><td>H28</td><td>12,100</td><td>12,100</td><td>3,900</td><td>0</td></tr> <tr><td>H29</td><td>11,800</td><td>11,800</td><td>3,800</td><td>0</td></tr> <tr><td>H30</td><td>11,800</td><td>11,800</td><td>3,700</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>			年度	排出量 (t)	H26	16,300	H27	16,300	H28	16,100	H29	15,700	H30	15,500	年度	焼却	埋立	再生利用	搬出(有害ゴミ)	H26	12,000	12,000	4,300	0	H27	12,200	12,200	4,100	0	H28	12,100	12,100	3,900	0	H29	11,800	11,800	3,800	0	H30	11,800	11,800	3,700	0
年度	排出量 (t)																																												
H26	16,300																																												
H27	16,300																																												
H28	16,100																																												
H29	15,700																																												
H30	15,500																																												
年度	焼却	埋立	再生利用	搬出(有害ゴミ)																																									
H26	12,000	12,000	4,300	0																																									
H27	12,200	12,200	4,100	0																																									
H28	12,100	12,100	3,900	0																																									
H29	11,800	11,800	3,800	0																																									
H30	11,800	11,800	3,700	0																																									

項目名	2) 資源化量																																																																										
目標値	資源化 50%程度	いつまで	長期(平成 35 年度)																																																																								
結果	<div style="text-align: center;">資源化率</div>  <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>資源化率 (%)</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>資源化率 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>32</td></tr> <tr><td>H27</td><td>31</td></tr> <tr><td>H28</td><td>31</td></tr> <tr><td>H29</td><td>31</td></tr> <tr><td>H30</td><td>31</td></tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;">可燃系資源</div>  <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>可燃系資源 (t)</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>新聞</th><th>雑誌・紙パック</th><th>ダンボール</th><th>古布</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>550</td><td>1150</td><td>380</td><td>220</td></tr> <tr><td>H27</td><td>480</td><td>1100</td><td>380</td><td>220</td></tr> <tr><td>H28</td><td>430</td><td>1080</td><td>380</td><td>210</td></tr> <tr><td>H29</td><td>380</td><td>1050</td><td>380</td><td>210</td></tr> <tr><td>H30</td><td>320</td><td>950</td><td>380</td><td>210</td></tr> </tbody> </table> <p>※平成 26 年度から雑誌に紙パックも含めている。</p> <div style="text-align: center;">不燃系資源1</div>  <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <caption>不燃系資源1 (t)</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>生ビン</th><th>カレット</th><th>鉄類</th><th>アルミ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H26</td><td>30</td><td>460</td><td>320</td><td>100</td></tr> <tr><td>H27</td><td>30</td><td>450</td><td>310</td><td>100</td></tr> <tr><td>H28</td><td>30</td><td>440</td><td>310</td><td>100</td></tr> <tr><td>H29</td><td>30</td><td>430</td><td>300</td><td>100</td></tr> <tr><td>H30</td><td>30</td><td>410</td><td>300</td><td>100</td></tr> </tbody> </table>			年度	資源化率 (%)	H26	32	H27	31	H28	31	H29	31	H30	31	年度	新聞	雑誌・紙パック	ダンボール	古布	H26	550	1150	380	220	H27	480	1100	380	220	H28	430	1080	380	210	H29	380	1050	380	210	H30	320	950	380	210	年度	生ビン	カレット	鉄類	アルミ	H26	30	460	320	100	H27	30	450	310	100	H28	30	440	310	100	H29	30	430	300	100	H30	30	410	300	100
年度	資源化率 (%)																																																																										
H26	32																																																																										
H27	31																																																																										
H28	31																																																																										
H29	31																																																																										
H30	31																																																																										
年度	新聞	雑誌・紙パック	ダンボール	古布																																																																							
H26	550	1150	380	220																																																																							
H27	480	1100	380	220																																																																							
H28	430	1080	380	210																																																																							
H29	380	1050	380	210																																																																							
H30	320	950	380	210																																																																							
年度	生ビン	カレット	鉄類	アルミ																																																																							
H26	30	460	320	100																																																																							
H27	30	450	310	100																																																																							
H28	30	440	310	100																																																																							
H29	30	430	300	100																																																																							
H30	30	410	300	100																																																																							



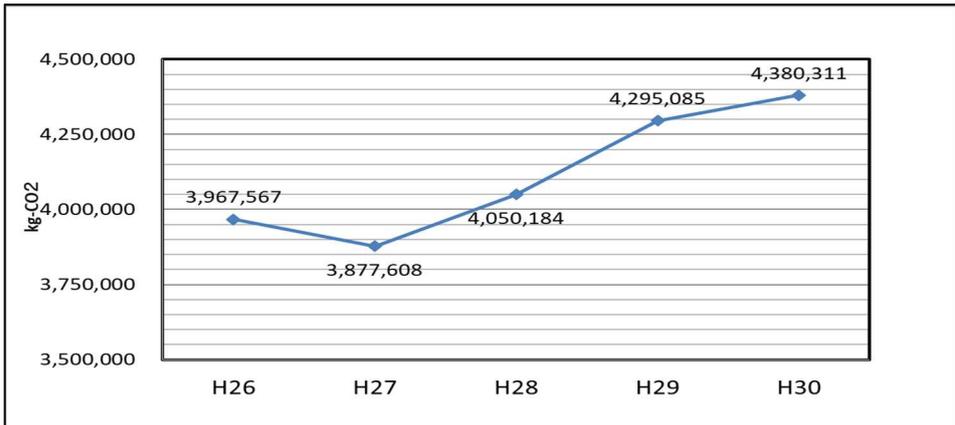
<b>項目名</b>	3)粗大ごみ																																												
<b>目標値</b>	特に設定なし	いつまで	—																																										
<b>結果</b>	<p><b>粗大ごみ処理件数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>粗大ゴミ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>14,050</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>14,180</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>14,380</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>14,650</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>15,050</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>粗大ごみ処理件数(内訳)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>有料</th> <th>無料</th> <th>不法投棄</th> <th>有料持込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>11,800</td> <td>200</td> <td>0</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>11,800</td> <td>200</td> <td>0</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>11,900</td> <td>200</td> <td>0</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>12,100</td> <td>200</td> <td>0</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>12,200</td> <td>200</td> <td>0</td> <td>2,400</td> </tr> </tbody> </table>			年度	粗大ゴミ	H26	14,050	H27	14,180	H28	14,380	H29	14,650	H30	15,050	年度	有料	無料	不法投棄	有料持込	H26	11,800	200	0	2,000	H27	11,800	200	0	2,100	H28	11,900	200	0	2,200	H29	12,100	200	0	2,300	H30	12,200	200	0	2,400
年度	粗大ゴミ																																												
H26	14,050																																												
H27	14,180																																												
H28	14,380																																												
H29	14,650																																												
H30	15,050																																												
年度	有料	無料	不法投棄	有料持込																																									
H26	11,800	200	0	2,000																																									
H27	11,800	200	0	2,100																																									
H28	11,900	200	0	2,200																																									
H29	12,100	200	0	2,300																																									
H30	12,200	200	0	2,400																																									

## 7 温室効果ガス

市では、温室効果ガスの排出量の削減を図るための実行計画として、平成 28 年 3 月に「第 3 次福生市地球温暖化対策実行計画」(平成 28 年度～平成 32 年度)を策定しました。

市が事務事業に伴って排出される温室効果ガスを把握し、削減目標を設定し、目標達成に向けて率先して取り組むことにより、地球温暖化防止を図ることを目的としています。

平成 25 年度から 2 か年をかけて行われた道路照明灯の全 LED 化により、平成 26 年度は大幅な削減となりました。また、環境マネジメントシステムでの取り組みであるエネルギー使用機器の高効率化と日常の業務における環境配慮行動により、エネルギー使用量の削減(温室効果ガス排出量の削減)を推進しています。平成 29 年度以降は防災食育センターが稼働を始めたことから、総排出量が増加しています。

項目名	1)温室効果ガス総排出量														
目標値	4,190,723kg-CO <sub>2</sub> (平成 15 年を基準として 21.1%削減)	いつまで	平成 32 年度												
結果	<p>&lt;温室効果ガス総排出量の推移&gt;</p>  <table border="1" data-bbox="427 936 1382 1361"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量 (kg-CO<sub>2</sub>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>3,967,567</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>3,877,608</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>4,050,184</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>4,295,085</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>4,380,311</td> </tr> </tbody> </table>			年度	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	H26	3,967,567	H27	3,877,608	H28	4,050,184	H29	4,295,085	H30	4,380,311
年度	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )														
H26	3,967,567														
H27	3,877,608														
H28	4,050,184														
H29	4,295,085														
H30	4,380,311														
備考	<p>第 3 次福生市地球温暖化対策実行計画の目標設定の留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新エネルギービジョン詳細ビジョンにおける部門別目標 部門別の目標削減量に基づき、市有施設が位置づけられる業務部門の「平成 15 年度比で平成 32 年度までに 21.1%、平成 42 年度までに 30.1%」を目標にしています。</li> <li>② 道路照明による電力使用量 第 2 次福生市地球温暖化対策実行計画では対象外としていましたが、第 3 次計画では算定対象に含めています。</li> <li>③ 新庁舎(平成 20 年)による影響 新庁舎建設後の温室効果ガス排出量は平成 15 年度の約 1.1 倍となっていることから、平成 15 年度の実績値(道路照明灯分を含む)に 1.1 を乗じた値を新基準値としています。</li> <li>④ 第 3 次計画期間における状況変化の予測 平成 29 年度以降は、防災食育センターの稼働による排出増加を見込んだ目標設定をしています。</li> </ol>														

## 2 環境事業の紹介

福生市環境基本計画実行計画等で設定した事業の中から、次の43事業について紹介しています。市民参加型の事業もたくさんありますので、ご興味のある事業がありましたら是非参加してみてください。

事業番号	事業名	事業番号	事業名
1	雨水貯留槽設置助成事業	23	玉川上水遊歩道を考える会
2	外来生物防除事業	24	地域猫モデル地区における猫の去勢・不妊手術費助成事業
3	学習指導市民講師	25	ジュニア自然体験教室
4	カワラノギク保全活動	26	廃棄物減量監視事業
5	環境学習教員研修	27	廃棄物減量等推進員
6	環境学習講座	28	廃棄物減量等推進審議会
7	環境学習推進事業	29	花いっぱい運動
8	環境審議会	30	花いっぱい運動(国道16号・やなぎ通り)
9	かんきょう通信	31	ふっさ環境フェスティバル
10	環境マネジメントシステム	32	福生スクラム・マイナス50%協議会
11	喫煙マナーアップキャンペーン	33	福生まちなか涼み処・温み処
12	熊川分水に親しむ会	34	福生水辺の楽校「多摩川サポーターズ」
13	公園ボランティア	35	福生水辺の楽校「多摩川で遊ぼう！」
14	ごみ処理施設見学会	36	福生水辺の楽校 ヤマメの卵配達事業
15	コンポストによる生ごみ等の堆肥化と食育講座等への活用	37	ふっさライトダウンキャンペーン
16	サイクルシェアリング事業	38	萌芽更新
17	市民環境大学	39	保存樹林地等奨励金交付事業
18	市民農園	40	まちづくり景観推進連絡会
19	市民ボランティア文化財ガイド事業	41	みどりのカーテン大作戦
20	清潔で美しいまちづくり事業	42	湧水調査
21	清掃だより発行	43	理数教育推進事業
22	多摩川河川清掃		

事業名	雨水貯留槽設置助成事業
事業番号	1
開始時期	平成 22 年 4 月
事業のスタイル	助成事業
構成メンバー	担当:道路下水道課
事業の内容	<p>【雨水貯留槽】</p> <p>市街化が進み地表がコンクリートやアスファルトで覆われたことから、雨水は地表を流れ都市型水害の発生、また地下水の涵養(カンヨウ)の妨げとなることから、都市型水害の一因と考えられています。雨水流出抑制の観点に立ち、市内の戸建住宅及び集合住宅の屋根に降った雨水を雨樋(アマダイ)から貯留するタンクの設置に対する助成金交付の制度を設けています。</p>  <p>本体価格の 3 分の 2、1 基につき 5 万円を上限に助成します。</p> <p>庭の草木への水やりや防火用水の備蓄、また災害時のトイレの水の確保などに役立ちます。</p> <p>22～27 年度 設置数 59 基  28 年度 設置数 5 基  29 年度 設置数 2 基  30 年度 設置数 3 基</p> <p>雨水浸透ます設置工事費助成制度もあります。</p> <p>※涵養(カンヨウ)…地表の水が地下にゆっくりと浸透すること。</p>
詳細について	都市建設部道路下水道課下水道グループ、又はホームページをご参照ください。

事業名	外来生物防除事業												
事業番号	2												
開始時期	平成 26 年度												
事業のスタイル	協働事業												
構成メンバー	担当:環境課												
事業の内容	<p>平成 25 年度に実施した外来生物現況把握調査委託の結果をもとに、特定外来生物であるアライグマ、外来生物であるハクビシンによる文化財被害、農水産物被害、人への感染症被害等を未然に防ぎ、自然生態系の保全を図ることを目的に捕獲防除を行いました。平成 30 年度より、定点での捕獲の他に、個別対応の捕獲を実施しました。</p> <p><b>【目撃情報・捕獲実績】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>目撃情報(件)</th> <th>捕獲防除実績(頭)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アライグマ</td> <td>3</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>ハクビシン</td> <td>21</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> <p>目撃情報の収集については、広報・ホームページ、かんきょう通信、コミュニティビジョンを活用した周知を行いました。 また、目撃情報をご連絡いただく際は次のことをお伺いしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 目撃日時</li> <li>2 目撃場所</li> <li>3 特徴</li> <li>4 目撃数</li> <li>5 情報提供者の氏名・連絡先</li> </ol> 		目撃情報(件)	捕獲防除実績(頭)	アライグマ	3	23	ハクビシン	21	19	計	24	42
	目撃情報(件)	捕獲防除実績(頭)											
アライグマ	3	23											
ハクビシン	21	19											
計	24	42											
詳細について	問合せ、目撃情報の連絡は環境課環境係へ												

事業名	学習指導市民講師
事業番号	3
開始時期	平成 12 年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	市民、NPO 法人 担当:教育指導課
事業の内容	<p>「学習指導市民講師」は、小・中学校の「総合的な学習の時間」などにおいて、専門的な知識を持った地域の方に、児童・生徒への学習指導の講師を依頼する事業です。</p> <p>平成 30 年度は、環境や福祉に関する内容等で、67 回実施しました。</p> <p>そのうち、環境に関する指導内容は次のとおりです。</p> <p>○生活科・総合的な学習の時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の自然観察 1 回</li> <li>・昆虫観察 1 回</li> <li>・野鳥観察会 4 回</li> <li>・米作り 1 回</li> </ul>
詳細について	教育指導課へ

事業名	カワラノギク保全活動										
事業番号	4										
開始時期	平成 22 年										
事業のスタイル	協働事業										
構成メンバー	市民、研究者、福生市、河川管理者、NPO 法人 担当:環境課										
事業の内容	<p style="text-align: center;"><b>カワラノギクプロジェクト</b></p> <p>多摩川に残された最後の生育地において、市民、研究者、行政が一緒に取り組んでいる保全活動です。その目的は、多摩川流域における多様な自然生態系の保全・復元を目指し、かつては河原の自然を代表する植物であった絶滅危惧種のカワラノギクを保全・復元することです。将来的には、人の助けがなくてもカワラノギクが存続できるようになることを願い、絶滅回避のための作業を行っています。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>平成 30 年度の活動</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>活 動 日</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月 24 日(日)</td> <td>外来種駆除作業</td> </tr> <tr> <td>10 月 28 日(日)</td> <td>開花個体数調査</td> </tr> <tr> <td>11 月 11 日(日)</td> <td>個体数調査</td> </tr> <tr> <td>12 月 22 日(土)</td> <td>種子採取</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;"> </div>	活 動 日	内 容	6 月 24 日(日)	外来種駆除作業	10 月 28 日(日)	開花個体数調査	11 月 11 日(日)	個体数調査	12 月 22 日(土)	種子採取
活 動 日	内 容										
6 月 24 日(日)	外来種駆除作業										
10 月 28 日(日)	開花個体数調査										
11 月 11 日(日)	個体数調査										
12 月 22 日(土)	種子採取										
詳細について	カワラノギクプロジェクト事務局 NPO法人 自然環境アカデミーへ										

事業名	環境学習教員研修
事業番号	5
開始時期	平成 16 年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	NPO 法人、福生市 <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>教員歴 1 年目、2 年目の教員、環境教育に関心のある教員を対象とした環境学習の研修を実施しました。</p> <p>教員が福生市の自然と環境について学ぶことで、子どもたちへの環境学習を促進します。</p> <p>○平成 30 年度研修内容・参加者</p> <p>第 1 回「フィールドで学ぶ」 15 人 水質調査、生物調査、川の安全学習</p> <p>第 2 回「福生の自然の変遷」 16 人 玉川上水にかかる新堀橋付近から田村分水、湧き水、旧ヤマジュウ田村家住宅など福生の自然の変遷について、徒歩で学習する。</p>
	
	フィールドで学ぶ
詳細について	環境課環境係へ

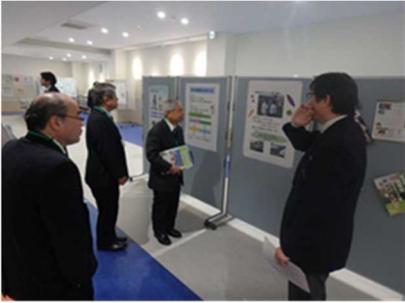
事業名	環境学習講座
事業番号	6
開始時期	平成 25 年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	担当:環境課
事業の内容	<p>福生スクラム・マイナス50%協議会が主催し、環境意識の醸成を図ることを目的としています。今年度は『影響が広がる環境問題と私たちの暮らしを考えよう～食材の調達・安全のために今何ができるか?～』と題し、環境問題が私たちの生活にどのような影響を及ぼすかを学びました。</p> <p>・環境学習講座 (参加者:延べ 19 人)</p> <p>第 1 回 9/30 影響が懸念される環境問題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化による気候変動の影響</li> <li>・温暖化が影響する海の酸性化</li> <li>・プラスチック廃棄物による海洋汚染の現状など</li> </ul> <p>第 2 回 10/14 私たちの暮らしと対応を考える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の食材自給率と調達の現状</li> <li>・食材調達の対応と新しい動き</li> <li>・家庭で対応するエコ生活と知恵 (ワークショップ)</li> </ul>
詳細について	福生スクラム・マイナス 50%協議会事務局(環境課環境係)へ



事業名	環境学習推進事業
事業番号	7
開始時期	平成 28 年 12 月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	ふっさ環境市民会議、福生市 <span style="float: right;">担当: 環境課</span>
事業の内容	<p>環境学習推進事業では、「自然と調和した住みたくなるまち」を視点にしたプロジェクト A と、関連団体との連携も踏まえ省エネ啓発事業を行うプロジェクト B の 2 つのプロジェクトの推進により、環境保全活動の人材を育成しています。</p> <p>12 月には「地球温暖化防止月間」に合わせ、市民団体「ふっさ環境市民会議」と協働で、家庭の CO2 削減を目的とした普及啓発事業を行いました。</p> <p><b>【主な活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 月 26 日(土)産業廃棄物の再資源化・自然との共生を学ぶツアー</li> <li>・ 9 月 24 日(祝)自然環境を学び楽しむ集い</li> <li>・ 11 月 10 日(土)環境と共生のまちづくりセミナー「わたしたちの環境活のあり方、進め方を学ぶ」</li> <li>・ 12 月 8 日(土)地球温暖化防止セミナー「持続可能な開発目標(SDGs)の取り組みと私たちの暮らし」</li> <li>・ 12 月 11 日(火)～12 月 19 日(水)市役所ロビーにて地球温暖化防止キャンペーンを実施。キャンペーンでは、展示や省エネ説明のほか、家庭の省エネ啓発パンフレット『ふっさ「エコくらし」』を配布。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="533 1424 852 1785" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="967 1265 1326 1776" data-label="Image"> </div> </div> <p style="text-align: center;">産業廃棄物の再資源化・自然との共生を学ぶツアー(くぬぎの森散策)</p> <p style="text-align: center;">家庭の省エネ啓発パンフレット『ふっさ「エコくらし」』</p>
詳細について	環境課環境係へ

事業名	環境審議会																				
事業番号	8																				
開始時期	平成 15 年 4 月 1 日																				
事業のスタイル	協働事業																				
構成メンバー	市民、事業者、学識経験者 <span style="float: right;">担当：環境課</span>																				
事業の内容	<p>福生市環境審議会は、福生市環境基本条例に基づき設置された組織です。市から委嘱された市民、事業者、学識経験者らが、市の環境保全等に関する施策を推進する上で必要な事項を調査・審議するとともに市の環境政策について専門的な立場から、評価・指導を行っています。</p> <p>福生市環境基本計画に関しては、各年度における実行計画の進捗状況について、その内容を市から報告を受け意見を挙げています。</p> <p>平成 30 年度  7 月 19 日 ・福生市環境基本計画実行計画進捗状況(平成 29 年度)について  ・福生市環境基本計画実行計画(平成 30 年度)について</p>  <p style="text-align: center;">環境審議会の様子</p> <p><b>【名簿】(敬省略)    ★会長 ☆副会長</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">上 村 喬</td> <td style="text-align: center;">市民の代表</td> <td style="text-align: center;">山 下 真 一</td> <td style="text-align: center;">事業者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">杉 森 侑</td> <td style="text-align: center;">市民の代表</td> <td style="text-align: center;">★小 倉 紀 雄</td> <td style="text-align: center;">学識経験者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">☆祖父江 重夫</td> <td style="text-align: center;">市民の代表</td> <td style="text-align: center;">千 葉 保 彦</td> <td style="text-align: center;">学識経験者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">横 田 君 子</td> <td style="text-align: center;">市民の代表</td> <td style="text-align: center;">野 村 亮</td> <td style="text-align: center;">学識経験者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">田 村 半 十 郎</td> <td style="text-align: center;">事業者</td> <td style="text-align: center;">畠 瀬 頼 子</td> <td style="text-align: center;">学識経験者</td> </tr> </table>	上 村 喬	市民の代表	山 下 真 一	事業者	杉 森 侑	市民の代表	★小 倉 紀 雄	学識経験者	☆祖父江 重夫	市民の代表	千 葉 保 彦	学識経験者	横 田 君 子	市民の代表	野 村 亮	学識経験者	田 村 半 十 郎	事業者	畠 瀬 頼 子	学識経験者
上 村 喬	市民の代表	山 下 真 一	事業者																		
杉 森 侑	市民の代表	★小 倉 紀 雄	学識経験者																		
☆祖父江 重夫	市民の代表	千 葉 保 彦	学識経験者																		
横 田 君 子	市民の代表	野 村 亮	学識経験者																		
田 村 半 十 郎	事業者	畠 瀬 頼 子	学識経験者																		
詳細について	環境課環境係へ																				

事業名	かんきょう通信
事業番号	9
開始時期	平成 14 年 10 月 15 日
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	かんきょう通信市民編集員 担当:環境課
事業の内容	<p>環境情報プロジェクトは市民参加により市民の環境に対する意識啓発とPRを図るためのものです。平成 30 年度はかんきょう通信市民編集部により、かんきょう通信を年 2 回発行しました。かんきょう通信は全戸配布しています。</p> <p>【活動】</p> <p>かんきょう通信編集会議を開催し、記事の作成、レイアウト等、より良い「かんきょう通信」を皆さんにお届けできるよう、また、環境について関心をもっていただけるよう活動しています。</p> <p>平成 30 年 5 月 44 号発行 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 16 回ふっさ環境フェスティバル</li> <li>・みどりのカーテン大作戦</li> <li>・市民環境大学</li> <li>・環境豆知識クイズ(海面上昇)</li> <li>・福生市環境マネジメントシステム(F-e)が先進事例として表彰されました!</li> <li>・保存樹林地等奨励金交付事業のお知らせ</li> </ul> <p>平成 30 年 11 月 45 号発行 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12 月は地球温暖化防止月間です</li> <li>・今日からできる!家計にやさしい温暖化対策!</li> <li>・家庭でできる節電、7つのポイント</li> <li>・福生市環境マネジメントシステム F-e 市民監査委員のご紹介</li> <li>・ふっさ環境市民会議</li> <li>・環境豆知識クイズ(絶滅危惧種)</li> <li>・福生地域ネコの会より</li> <li>・この顔にピンときたら環境課!(アライグマ、ハクビシン)</li> </ul>
詳細について	<p>「かんきょう通信」の編集に携わっていただける市民の方を募集しています。</p> <p>環境課環境係へご連絡ください。</p>

事業名	環境マネジメントシステム
事業番号	10
開始時期	平成 20 年 11 月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	市民、環境政策の専門家、福生市 <span style="float: right;">担当：環境課</span>
事業の内容	<p>「環境マネジメントシステム」とは企業や自治体といった組織が、環境に影響を及ぼす側面を特定し、環境配慮の方針や計画を立て(Plan)、その実現に向けて環境配慮行動を実行し(Do)、その達成度を点検し(Check)、見直し・改善する(Action)という一連のサイクルのことです。</p> <p>福生市では平成 20 年度より環境マネジメントシステムを導入し、事業所としての環境負荷削減を目的とした地球温暖化対策実行計画の推進について市民を交えた評価を進めています。</p> <p>平成 26 年度から従来の仕組みを土台として、福生市の独自性をもった仕組み F-e(Fussa environmental management system の略) を新たな規格とし、学校や指定管理施設を含む市のすべての行政施設において、市長以下教職員を含む全職員が、節電や省資源など具体的に数値目標を掲げて、日々環境に配慮した取り組みを実践しています。</p> <p>市の取り組みの状況や成果については、市民や職員、専門家によって監査が行われ、平成 30 年度は 1 月 30 日から 2 月 1 日の 3 日間に渡り実施をしました。</p> <p>＝監査の様子＝</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
詳細について	環境課環境係へ

事業名	喫煙マナーアップキャンペーン
事業番号	11
開始時期	平成 16 年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	たばこ組合、酒販組合、福生市、JT <span style="float: right;">担当: 環境課</span>
事業の内容	<p>「たばこのポイ捨て」や「歩きたばこ」が社会問題となっています。吸い殻のポイ捨てはまちを汚す原因の一つです。一方、歩きたばこは、喫煙者本人が気付かないうちに、他人の服や持ち物を焦がす、他人にやけどを負わせる、子どもの顔にたばこの火種が当たるなど、周りの人に被害を及ぼす可能性があります。</p> <p>こうした迷惑行為や危険行為に対して、喫煙者のマナーの向上が何より重要という考えの下、「喫煙マナーアップキャンペーン」を実施しています。</p> <p>平成 30 年度は 11 月 1 日から 14 日までをキャンペーン期間とし、福生駅自由通路・東福生駅前公園・牛浜駅東口公園内・熊川駅・拝島駅北口にのぼり旗を掲げました。</p> <p><b>【キャンペーン実施日】</b>          11 月 14 日 拝島駅北口(昭島市と合同)          (11 月 6 日の福生駅は雨天中止となりました。)</p>
詳細について	環境課ごみ対策係へ



事業名	熊川分水に親しむ会
事業番号	12
開始時期	平成 16 年 2 月 4 日
事業のスタイル	市民によるボランティア事業
構成メンバー	市民及び学識経験者 担当:まちづくり計画課
事業の内容	<p>【熊川分水に親しむ会とは】</p> <p>福生の自然や景観及び文化、歴史の維持、保全、継承を目的とした活動を行う団体です。</p> <p>熊川分水は、東京の武蔵野台地に設けられた 35 番目の分水です。分水の長さ、2,075m の大部分は私有地を流れていますが、宅地化、住宅化が進み、暗渠が増え、現在は約 40%以上が暗渠になっています。かつては水車による動力源や灌漑用水、飲料水や生活用水として大きな役割を果たして来ました。熊川分水の現況は緑とせせらぎの自然豊かな憩いの場となっています。特に分水は玉石を用いた空石積み(コンクリートなどの詰め物がない石積み)で歴史的価値ある石積みです。先人の技能の高さを証明しています。全国的にも玉石積みの用水は今では少なくなり、積める職人も少なくなっています。この先人の残した文化財的価値ある福生市の遺産を次世代に引き継ぐように、市民の皆さんと共に保存に取り組む活動をしています。</p> <p>主な活動としては、文化や歴史・知識を深め、保全活動の取り組みとして会員及び市民向けの講座を公民館と協働で定期的に開催しています。</p> <p>子どもを対象とした夏休みイベント等分水保全のための働きかけを行っています。更に熊川分水に親しむ会では福生分水、湧水まで幅広く活動を広げています。</p> <p>～平成 30 年度の主な活動一覧～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●総会:講演会 9 月 1 日</li> <li>●協働事業</li> <li>①熊川分水の一斉清掃</li> <li>②熊川分水たんけん隊 (片倉跡地)</li> <li>③熊川分水に親しむ講座(白梅分館)</li> <li>●イベント参加</li> <li>①まちづくり景観推進連絡会参加、まちづくり景観フォーラム参加</li> <li>②公民館白梅分館白梅まつり 展示・写真</li> <li>③環境フェスティバル まちづくり景観推進連絡会のブースにパネル展示</li> </ul>
詳細について	<p>分水や湧水の保全および自然景観の維持の考えに賛同し、活動に参加いただける方々を広く求めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●入会: 福生市在住、在勤者および学識経験者 ●会費有(入会時1,000 円)</li> </ul>

事業名	公園ボランティア
事業番号	13
開始時期	平成 16 年 4 月
事業のスタイル	協働事業(市民ボランティア)
構成メンバー	市民ボランティア、福生市 担当: 施設公園課
事業の内容	<p>&lt;公園ボランティア&gt;</p> <p>市では平成 16 年 4 月から、市民の皆さんとの協働により公園ボランティア事業を実施しています。</p> <p>主な活動内容は花壇の手入れや除草、公園での清掃などです。現在登録されている方は花や緑が好きな方、公園が好きな方です。</p> <p>&lt;公園ボランティア活動状況&gt;</p> <p>平成 30 年度は 37 の公園で 390 名と 12 団体の方が活動しました。</p> <p>市内には 76 の公園・児童遊園、緑地公園があり、近所の公園やお気に入りの公園で都合の良い時間に活動することができます。</p> <div data-bbox="1059 976 1209 1010" style="text-align: right;">活動の様子</div>  
詳細について	公園ボランティアは登録をしていただきます。施設公園課施設公園グループまでご連絡ください。登録の書式は、担当課または市のホームページにあります。

事業名	ごみ処理施設見学会
事業番号	14
開始時期	昭和 52 年 6 月 25 日
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	市内在住の小学生と保護者 <span style="float: right;">担当：環境課</span>
事業の内容	<p>夏休み親子施設見学と自然休養村さかな園ツアーを企画しました。</p> <p>家庭から出されたごみがどのように処理されているのか、ごみ処理施設（日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場（最終処分場）及びエコセメント化施設）を平成 30 年 8 月 9 日（木）に見学予定でしたが、台風接近により中止となりました。</p> <div data-bbox="496 831 1313 1440" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">(写真は平成 29 年度の様子)</p>
詳細について	<p>広報や市ホームページ等で見学会開催について掲載しますので、お申し込みください。</p> <p>詳しくは環境課ごみ対策係へ</p>

事業名	コンポストによる生ごみ等の堆肥化と食育講座等への活用
事業番号	15
開始時期	平成 20 年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	地域住民、食育講座に参加する市民、公民館白梅分館 担当: 公民館白梅分館
事業の内容	<p><b>【コンポストによる堆肥作り】</b></p> <p>公民館白梅分館ではコンポスト 4 基を設置し、生ごみ等の堆肥化を行っています。</p> <p>学童クラブ「たんぽぽクラブ」、白梅分館で発生する生ごみや落ち葉等のほか、近隣の住民や利用者等に家庭で出る生ごみを持ち込んでいただいています。</p> <p>身近なところから生ごみの減量と資源化を目指し、環境意識を高めています。</p>  <p><b>【食育講座等への活用】</b></p> <p>できあがった堆肥は、白梅分館裏庭の小さな畑を使った食育講座の実践に役立っているほか、白梅分館の花木や緑のカーテンのためのアサガオ栽培の肥料として活用しています。</p> <p>食育講座では堆肥を使った土づくりから収穫までの農作業体験を通して、食と環境とのかかわりについて学習を深めています。</p>
詳細について	<p>生ごみの持ち込みはいつでもどうぞ。</p> <p>食育講座の参加者募集は広報ふっさに掲載します。詳しくは公民館白梅分館へ</p>

事業名	サイクルシェアリング事業
事業番号	16
開始時期	平成 23 年度
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	担当課:環境課
事業の内容	<p>シェアリングの手法を用いて、市民等に電動アシスト自転車を利用できる機会を広く提供し、石油燃料を使用する自動車利用からの転換により市域における地球温暖化対策を推進するとともに、観光交流人口を増やし地域振興・活性化を推進することを目的とし、市民に限らずより多くの人々が利用できる新たな交通システムの構築と運用による実証実験を平成 25 年度をもって終了し、平成 26 年度から本格実施となりました。</p> <p>本格実施に伴い、サイクルシェアリングのステーションの名称を「たっけー☆☆サイクルポート」に改め、さらなる利便性の向上を図るために、福祉センター駐車場内にステーションの増設を行い、平成 27 年度より運用を開始しました。会員数は増加傾向にあります。市内 5 ヶ所にサイクルポートがあります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="507 1146 890 1653" style="text-align: center;">  <p>たっけー☆☆サイクルポートマップ</p> </div> <div data-bbox="954 1146 1337 1653" style="text-align: center;">  <p>会員募集のチラシ</p> </div> </div>
詳細について	サイクルシェアリングの利用に関する問合せは、「まちなかおもてなしステーション くるみるふっさ」へ

事業名	市民環境大学
事業番号	17
開始時期	平成 16 年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	NPO法人、福生市 <span style="float: right;">担当: 環境課</span>
事業の内容	<p>福生市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための福生市環境基本計画に基づき、市民が環境問題を学習するための機会の提供と環境リーダー育成のため開催しています。平成 30 年度は、市内に存在する豊かな水、緑をテーマに自然観察を行うことで将来的に市民と自然がどのようにかかわっていくかを考えた。</p> <p>登録者 大人 15 人 子ども 7 人 計 22 人</p> <p>平成 30 年度プログラム</p> <p>第1回 春の自然 福生にはどんな自然がある？</p> <p>第2回 夏の自然① 川の中にはどんな生き物がいる？</p> <p>第3回 夏の自然② 街中にある自然の楽しみ方</p> <p>第4回 秋の自然 川原の自然、そこにすむ希少種、外来種</p> <p>第5回 冬の自然① 落葉を踏んで歩く雑木林の楽しみ方</p> <p>第6回 冬の自然② 鳥を見れば自然がわかる？野鳥観察入門</p>
詳細について	<p>無料にて参加できます。</p> <p>詳しくは環境課環境係へ</p>

事業名	市民農園
事業番号	18
開始時期	昭和 49 年
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	市民農園使用者協力会員・福生市 担当:シティセールス推進課
事業の内容	<p>市内に 8 か所(熊川東、福生加美、南田園第二、福生奈賀、福生武蔵野、熊川武蔵野第二、熊川北、熊川牛浜)の市民農園を設置し、1 区画約 10 m<sup>2</sup>の菜園を利用いただいています。</p> <p>貸出期間は農園によって異なり、熊川東、福生加美、南田園第二市民農園は 2 年間、費用(協力会費)は 2 年間で 2,000 円(更新時の整備工事費、水道料金・維持管理費)です。福生奈賀、福生武蔵野、熊川武蔵野第二、熊川北、熊川牛浜市民農園は 3 年間、費用(協力会費)は 3 年間で 3,000 円(更新時の整備工事費、水道料金・維持管理費)です。</p> <p>家族で野菜作りを楽しむ場になっているほか、環境を潤す「みどり」を提供しています。</p> <p>農園の管理は市民農園使用者協力会と、事務局のシティセールス推進課との協働で行われています。</p>
詳細について	<p>毎年 1 月の「広報ふっさ」で使用者を募集します。使用を希望される方はご参照いただき、お申込みください。</p>



事業名	市民ボランティア文化財ガイド事業
事業番号	19
開始時期	平成 25 年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	福生市文化財・史跡ガイドボランティア 郷土資料室職員 <span style="float: right;">担当: 郷土資料室</span>
事業の内容	<p>【文化財ガイド事業とは】</p> <p>福生市郷土資料室において、平成 21 年度より平成 24 年度まで実施された文化財ガイド養成講座受講者のガイドにより、市内の文化財等を紹介するツアー事業です。</p> <p>ガイドツアー受講者の皆さんが文化財に対して理解を深めてもらうのは勿論、ガイドの方々も養成講座で学んだ知識を元に自らが解説者となることで、郷土に対する愛着をさらに深めていただくことも目的としています。</p> <p>【平成 30 年度の市内文化財・史跡ガイドツアーについて】</p> <p>東京文化財ウィーク期間中に、テーマを設定したツアーや企画展示関連事業として、市内を散策しながら文化財等を紹介するガイドツアーを行っています。</p> <p>【平成 30 年度】</p> <p>第 1 回 玉川上水を歩く-取水堰と旧堀跡 <span style="float: right;">平成 30 年 10 月 4 日(木)</span></p> <p>第 2 回 玉川上水を歩く-福生の湧水と橋梁 <span style="float: right;">平成 30 年 10 月 20 日(土)</span></p> <p>第 3 回 玉川上水を歩く-熊川分水と開削工事跡 <span style="float: right;">平成 30 年 11 月 3 日(土)</span></p> <div style="text-align: center;">  <p>ガイドツアーの様子</p> </div>
詳細について	事前に広報および福生市郷土資料室ホームページで参加者の募集を行っています。詳しい内容については、これらをご覧ください。

事業名	清潔で美しいまちづくり事業
事業番号	20
開始時期	平成 23 年 4 月 1 日
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	市委託事業 <span style="float: right;">担当: 環境課</span>
事業の内容	<p>福生市清潔で美しいまちづくり条例により、ポイ捨て及び犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙等の規制のため、看板等条例周知用物品の設置、見回り調査及び条例違反者に対する指導等、市民への条例の周知・啓発を行い、市民の快適な生活環境の確保を図りました。</p> <p>また、福生駅、牛浜駅、東福生駅、熊川駅周辺に、路上禁煙区域を指定しています。</p> <p style="text-align: center;">条例周知用看板の設置</p>  <p style="text-align: center;">路上禁煙区域周知用看板の設置</p> 
詳細について	環境課ごみ対策係へ

事業名	清掃だより発行
事業番号	21
開始時期	昭和 52 年 6 月 25 日
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	担当:環境課
事業の内容	<p>環境美化に対する市民意識の高揚を図り、清潔な環境の形成に努めていくことを目的に、清掃だより(もっとクリーン)を年 3 回発行し市民に配布しました。</p> <p>6/15 号、12/15 号、3/15 号 4 頁 1 回、2 頁 2 回発行 配布委託先 福生市シルバー人材センター</p>  <p><b>「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」における使用済み小型家電のボックス回収を終了します</b></p> <p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(東京2020組織委員会)で実施している、小型家電リサイクル由来の金属を用いて東京2020大会の入賞メダルを製作するプロジェクトが、平成31年3月末をもって終了となります。</p> <p>福生市でのメダルプロジェクトにおける小型家電の回収(市役所、リサイクルセンター、中央体育館、福生地域体育館、熊川地域体育館)は、<b>平成31年3月22日(金)まで</b>といたします。皆さんの御協力ありがとうございました。</p>
詳細について	環境課ごみ対策係へ

3/15 号

事業名	多摩川河川清掃
事業番号	22
開始時期	平成 15 年 5 月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	国土交通省、地元企業、ガールスカウト、一般市民、横田基地ボランティア 福生市  担当：施設公園課施設公園グループ
事業の内容	<p>【多摩川河川清掃】</p> <p>国土交通省の「多摩川クリーン作戦」の一環として、毎年6月のふっさ環境フェスティバルに合わせて、地元企業や市民の皆さんと協働して多摩川の河川清掃を実施しています。</p> <p style="text-align: center;">清掃の様子</p>  <p>平成 30 年度は 6 月 3 日の日曜日に、多摩川中央公園に集った市民の方など、約 119 名のご協力をいただき、多摩川河川の清掃をいたしました。それにより、可燃物、空缶、ペットボトルなど 60kg のゴミを回収しました。</p>  <p style="text-align: center;">終了後の記念撮影</p>
詳細について	市の広報にてお知らせしています。申込みは不要ですので、当日、直接集合場所へおいでください。

事業名	玉川上水遊歩道を考える会
事業番号	23
開始時期	平成 16 年 2 月 26 日
事業のスタイル	市民によるボランティア事業
構成メンバー	関心のある方 担当:まちづくり計画課
事業の内容	<p>【玉川上水遊歩道を考える会とは】</p> <p>玉川上水は、江戸時代の急激な人口増加に伴う飲料水の不足に対応するため、多摩川を水源とする上水として開削されました。</p> <p>福生市内を流れる玉川上水は、約 4.3 kmです。このうち、宮本橋からみずくらいど公園に至る約 2.1 kmの区間に上水沿い遊歩道がありません。</p> <p>ここに連続した緑ゆたかな遊歩道を整備することは、これからの福生のまち環境の向上、多摩地区から都心に至る「貴重な連続した水と緑の帯」形成にとって必要不可欠の大きな条件であると考えます。</p> <p>その志を一つにする福生市民の有志が立ち上げた会です。</p> <p>[平成 30 年度の主な活動]</p> <p>4 月 27 日 定期総会</p> <p>6 月 3 日 環境フェスティバル まちづくり景観推進連絡会展示参加</p> <p>7 月 7・8 日 公民館本館まつり 展示参加</p> <p>10 月 26 日 11 月 16 日 12 月 7 日 12 月 14 日 } 玉川上水ウォーク(全4回)実施</p> <p>12 月 1 日 「玉川上水ネット」第 3 回シンポジウム参加 第 26 回玉川上水緑の保全事業</p> <p>12 月 19 日 都・区市連絡協議会参加</p> <p>3 月 16 日 第 13 回景観フォーラム参加</p> <p>3 月 27 日 福生市緑の基本計画関係団体意見交換会参加</p> <p>※そのほか、まちづくり景観推進連絡会参加(月1回)</p>
詳細について	<p>私たちの考えに賛同いただけ、関心のある方々を広く求めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●入会資格:老若男女(居住地の如何を問いません。)</li> <li>●会費有(年間 1,000 円)</li> </ul>

事業名	地域猫モデル地区における猫の去勢・不妊手術費助成事業
事業番号	24
開始時期	平成 18 年 4 月 1 日
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	福生地域猫の会、町会、福生市 <span style="float: right;">担当: 環境課</span>
事業の内容	<p>地域猫制度は飼い主のいない猫から起こるいろいろなトラブルを地域の問題としてとらえ、市民ボランティア、町会、行政の協働事業で解決しようとするしくみです。地域住民の合意を前提に去勢・不妊手術をしながら地域で管理し、飼い主のいない猫の数を減少させていくためのコントロールを行い、人と飼い主のいない猫との共生を目指します。</p> <p>平成 16 年度、市民会議「人と動物の共生会議」が「猫問題に関する提言書」を市長へ提出。この提言に基づき、「福生市地域猫モデル地区における猫の去勢・不妊手術費助成事業」が、平成 18 年度より制度化されました。平成 30 年度は 17 地区で 118 匹(オス 78 匹・メス 40 匹)の手術を実施しました。</p> <p><b>■福生地域ネコの会</b></p> <p>「地域猫を考える市民会議」が母体となり、平成 18 年 4 月「福生地域ネコの会」が結成されました。平成 30 年度は定例会議等を 12 回開催。飼い主のいない猫の治療費等を確保するため、バザーへの出店を積極的に行いました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="501 1361 890 1648" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="954 1361 1334 1688" data-label="Image"> </div> </div> <p style="text-align: center;">熊川げんき広場でのバザー出店の様子</p>
詳細について	<p>福生地域ネコの会では会員を募集しています。お気軽にご参加ください。また、猫の去勢・不妊手術の募金も受け付けています。詳しくは環境課環境係へ</p>

事業名	ジュニア自然体験教室																												
事業番号	25																												
開始時期	平成 15 年度																												
事業のスタイル	市主催事業																												
構成メンバー	講師、看護師、参加者(小学 3~6 年生)、公民館本館職員 担当: 公民館本館																												
事業の内容	<p>【ジュニア自然体験教室とは】</p> <p>学校や学年の異なる子どもたちの関わりや仲間づくり、緑豊かな自然の中での野外実習やキャンプ体験を通して、参加者が主体的に考えて行動することで充実感、達成感を獲得することを目的としています。</p> <p>異年齢・学年・学校の子ども達が集まる機会が少なくなっている状況で、本事業に偶然集まった仲間で、一つの事業を完成させる過程から、他者受容やまとめ役といったリーダー養成へとつながるような学習機会としていきます。</p> <p>【平成 30 年度 ジュニア自然体験教室について】</p> <p>予定していた、8 月 22 日~24 日のキャンプが台風の影響により中止となりました。その代替えとして 9 月に野外実習、3 月に宿泊実習を実施しました。</p> <p>●実施期間及び教室の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回数</th> <th>日時</th> <th>内容</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>7 月 25 日(水) 10:00~12:00</td> <td>野外実習(福生の自然観察) オリエンテーション</td> <td>川の志民館 多摩川中央公園</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>8 月 8 日(水) 9:30~13:30</td> <td>調理実習</td> <td>公民館調理室</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>9 月 24 日(月振) 9:30~15:30</td> <td>野外実習(近隣の自然観察)</td> <td>五日市協同村ひだまり ファーム</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>12 月 26 日(水) 10:00~15:00</td> <td>野外実習(近隣の自然観察)</td> <td>八王子滝山里山保全 地域</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>3 月 26 日(火) 9:00~</td> <td>軽登山、 キャンプ(宿泊実習)</td> <td>氷川キャンプ場</td> </tr> <tr> <td>第6回</td> <td>3 月 27 日(水) ~15:00</td> <td>キャンプ(宿泊実習)、 自然観察</td> <td>氷川キャンプ場</td> </tr> </tbody> </table> 	回数	日時	内容	場所	第1回	7 月 25 日(水) 10:00~12:00	野外実習(福生の自然観察) オリエンテーション	川の志民館 多摩川中央公園	第2回	8 月 8 日(水) 9:30~13:30	調理実習	公民館調理室	第3回	9 月 24 日(月振) 9:30~15:30	野外実習(近隣の自然観察)	五日市協同村ひだまり ファーム	第4回	12 月 26 日(水) 10:00~15:00	野外実習(近隣の自然観察)	八王子滝山里山保全 地域	第5回	3 月 26 日(火) 9:00~	軽登山、 キャンプ(宿泊実習)	氷川キャンプ場	第6回	3 月 27 日(水) ~15:00	キャンプ(宿泊実習)、 自然観察	氷川キャンプ場
回数	日時	内容	場所																										
第1回	7 月 25 日(水) 10:00~12:00	野外実習(福生の自然観察) オリエンテーション	川の志民館 多摩川中央公園																										
第2回	8 月 8 日(水) 9:30~13:30	調理実習	公民館調理室																										
第3回	9 月 24 日(月振) 9:30~15:30	野外実習(近隣の自然観察)	五日市協同村ひだまり ファーム																										
第4回	12 月 26 日(水) 10:00~15:00	野外実習(近隣の自然観察)	八王子滝山里山保全 地域																										
第5回	3 月 26 日(火) 9:00~	軽登山、 キャンプ(宿泊実習)	氷川キャンプ場																										
第6回	3 月 27 日(水) ~15:00	キャンプ(宿泊実習)、 自然観察	氷川キャンプ場																										
参加するには?	市広報で募集します。対象は市内の小学校 3 年生から 6 年生まで。費用については参加費(食材や保険代)のほか交通費などが実費となります。																												

事業名	廃棄物減量監視事業
事業番号	26
開始時期	平成 12 年 1 月 4 日
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	市委託事業 <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>西多摩衛生組合にて、福生市内の事業所から出された廃棄物が適正に処理されているか調査し、適正処理を促しました。</p> <p>6/21、11/27、2/26、3/8 計 4 回実施</p> <p>監視作業の様子</p>  <p style="text-align: center;">不適正物</p> 
詳細について	環境課ごみ対策係へ

事業名	廃棄物減量等推進員
事業番号	27
開始時期	平成5年7月1日
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	市民代表 39人(年度末現在) <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>一般廃棄物の適正な処理及びごみ減量のため、市の施策への協力その他の活動を行っていただくよう、福生市廃棄物減量等推進員として市長が委嘱いたします。</p> <p>平成30年度の「廃棄物減量等推進員」の活動          会議の開催 平成30年10月2日          施設見学会 平成31年2月13日          会議では、平成29年度ごみ処理実績の報告、一般廃棄物処理計画について協議しました。</p> <p>施設見学会は、福生市リサイクルセンター及び福生市防災食育センターを見学しました。</p> 
詳細について	<p>推進員は市内各町会・自治会及び各商栄会等より推薦をいただいた方々を市長が委嘱しています。</p> <p>環境課ごみ対策係へ</p>

事業名	廃棄物減量等推進審議会
事業番号	28
開始時期	平成 5 年 7 月 1 日
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	市民の代表、学識経験者等 8 人（年度末現在） 担当：環境課
事業の内容	<p>一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するための市長の付属機関であり、委員の任期は 2 年、市民の代表、学識経験者等 8 人で構成しています。</p> <p>【審議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項</li> <li>(2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項</li> <li>(3) その他市長が必要と認める事項</li> </ul> <p>「廃棄物減量等推進審議会」の開催 平成 30 年 10 月 2 日 会議では平成 29 年度ごみ処理実績の報告、福生市一般廃棄物処理計画について協議しました。</p> 
詳細について	環境課ごみ対策係へ

事業名	花いっぱい運動
事業番号	29
開始時期	平成2年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	グリーンクラブ福生、福生市農業委員会、福生市 担当:環境課
事業の内容	<p>福生市では平成2年度から年2回、春と秋に多くの市民が楽しめるよう、街角、通学路、公園、広場等に町会・自治会等の市民や農業者を中心とするボランティアによる草花の苗(サルビア、パンジー等)の植栽を行い、緑化と美化を進めています。</p> <p>加えて、花いっぱいコンテスト(春・秋)については花いっぱい運動で楽しく見栄えのする花壇を作る取組みの一助としてふっさ花とみどりの会が実施しています。</p> <p>《平成30年度の取組み》</p> <p>① 花いっぱい運動事業(春) 実施期間 5月12日～5月31日  花の配布数 サルビア・ペチュニア 17,300株 マリーゴールド 17,500株  参加団体 98</p> <p>② 花いっぱい運動事業(秋) 実施期間 11月11日～11月30日  花の配布数 パンジー・ビオラ 31,579株 葉ボタン 6,627株  参加団体 96</p> <p>主な団体 町内会、商店街、体育館、図書館、市民会館、公民館、保育園、幼稚園、小中学校、農業者、商工会、市内事業者など</p> 
詳細について	環境課環境係へ

事業名	花いっぱい運動(国道16号・やなぎ通り)
事業番号	30
開始時期	平成22年5月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	ふっさ花とみどりの会、ボランティア、福生市 <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>平成2年から実施している花いっぱい運動を発展させるため、花とみどりの会が提言し、行っている花いっぱい運動です。平成21年度末にやなぎ通りに設置したプランターと16号のハナミズキの植樹ますに、春はニチニチソウ、秋はビオラ・ノースポールを植えました。植栽にはやなぎ通り沿いでボランティアにご協力くださっているご家庭と店舗、国道16号の横田基地前商店街連絡協議会、横田基地のボランティアの方々等が参加しています。</p> <p>植栽(春)</p> <p>○ニチニチソウ</p> <p>やなぎ通り 880株 国道16号 624株</p> <p>植栽(秋)</p> <p>○ビオラ</p> <p>やなぎ通り 592株 国道16号 420株</p> <p>○ノースポール</p> <p>やなぎ通り 288株 国道16号 204株</p>
詳細について	環境課環境係へ



事業名	ふっさ環境フェスティバル
事業番号	31
開始時期	平成 15 年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	市民、企業、事業者、NPO 法人、学校、福生市 <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>地球環境、自然環境へのふれあいをテーマにした、実行委員会による市民参加型イベントです。例年、自然豊かな多摩川中央公園を会場に、環境月間の 6 月に合わせて開催しています。“環境”をテーマに、市民や事業者によるさまざまな趣向を凝らした展示ブースが数多く出展しています。</p> <p>第 16 回目を迎える平成 30 年度は、48 団体が参加し、環境関連の展示やワークショップのブースが会場に並びました。平成 29 年度に続き、ダンボール迷路、スタンプラリーの実施、牛浜駅と公園間のシャトルバスの運行、ごみ対策係のブースにて、ぬいぐるみの回収、フードライブ等も実施しました。</p> <p>また、今年度は、中高生の来場も見込めるよう、ECO マジックショー、福生高校ダンスパフォーマンス等ステージイベントにも工夫をしました。</p> <p>来場者:4,990 人。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>
詳細について	<p>無料にて参加できます。</p> <p>また、フェスティバルを企画・運営する実行委員も募集中。詳細は広報やHPでご案内しますので、お気軽にご参加ください。</p>

事業名	福生スクラム・マイナス 50%協議会
事業番号	32
開始時期	平成 18 年 8 月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	市民、商工会、事業者、学識経験者、福生市 担当:環境課
事業の内容	<p>福生スクラム・マイナス 50%協議会は、環境省の「環境と経済の好循環のまちモデル事業」の補助金を受けて、福生市と福生市商工会が中心に設立した協議会です。協議会には、市、商工会、市民の代表、商工会推薦による事業者らが参加しています。</p> <p>平成 21 年度からは、東京都の「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の市町村助成金を活用した事業を実施しています。</p> <p><b>【平成 30 年度のおもな活動】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) みどりのカーテン大作戦(事業番号:41)</li> <li>2) 花いっぱい運動(事業番号:29、30)</li> <li>3) ふっさ環境フェスティバル(事業番号:31)</li> <li>4) 環境学習講座(事業番号:6)</li> <li>5) 環境学習推進事業(事業番号:7)</li> </ol> <p>詳しくは、各事業案内のページをご覧ください。</p>
詳細について	環境課環境係へ

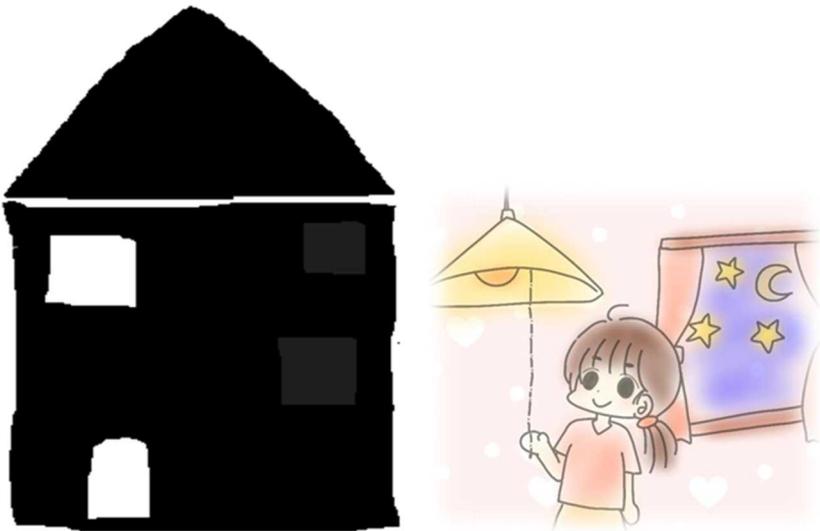
事業名	福生まちなか涼み処・温み処
事業番号	33
開始時期	平成 23 年 8 月
事業のスタイル	市事業
構成メンバー	担当:環境課
事業の内容	<p>夏期(7月～9月)と冬期(12月～3月)に、家庭での節電を奨励するとともに、市内公共施設において市民が涼み(温み)、交流することができるスペースを確保し、市民の利用を促しました。</p> <p>公共施設を利用することで、家庭での電力及びエネルギー消費量を削減し、市全体での節電効果が高まります。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設で、新たに冷房(暖房)空間を用意するのではなく、通常の開館時間内において、市民が一時的に涼む(温む)ことができることを「福生まちなか涼み処・温み処」として周知、案内する。</li> <li>・各施設は、市民が気軽に、気兼ねなく過ごせる工夫をする。</li> </ul> <p><b>【実施施設】</b> 計 10 施設</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市役所(1階情報スペース)</li> <li>② 市民会館・公民館(1階ロビー)</li> <li>③ 松林会館</li> <li>④ 白梅会館</li> <li>⑤ わかざり会館</li> <li>⑥ わかたけ会館</li> <li>⑦ かえで会館</li> <li>⑧ 福東会館</li> <li>⑨ 福祉センター</li> <li>⑩ 福生市観光案内所「くるみるふっさ」</li> </ol>
詳細について	広報ふっさ、HP で実施施設を紹介しています。

事業名	福生水辺の楽校「多摩川サポーターズ」
事業番号	34
開始時期	平成 16 年 3 月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	福生水辺の楽校運営協議会(事務局 福生市)、参加者、ボランティア、 NPO法人 <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>福生水辺の楽校運営協議会では、水辺の遊びを支える地域連携体制の構築や、自然環境あふれる安全な水辺の創出を目的に多摩川をフィールドとした福生水辺の楽校を運営しています。「多摩川サポーターズ」は福生水辺の楽校の活動の一環で、中学生以上を対象としたボランティア養成を目的とした講座です。</p> <p>《平成 30 年度多摩川サポーターズ》</p> <p>第 1 回 かくれんぼ広場水辺の秘密基地づくり</p> <p>第 2 回 多摩川の生き物&amp;水質しらべ</p> <p>第 3 回 いかだを作ろう(増水、低水温のため中止)</p> <p>第 4 回 水辺の散策路ごみ拾い</p> <div style="text-align: center;">     </div>
詳細について	環境課環境係まで電話にてお申し込みください。

事業名	福生水辺の楽校「多摩川で遊ぼう！」
事業番号	35
開始時期	平成 16 年 3 月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	福生水辺の楽校運営協議会(事務局 福生市)、参加者、ボランティア、 NPO法人 <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>【水辺の楽校とは】</p> <p>子どもたちの水辺の遊びを支える地域連携体制の構築や、自然環境あふれる安全な水辺の創出を目的に行っている、国土交通省が中心となり進めるプロジェクトです。</p> <p>【多摩川で遊ぼう！】</p> <p>福生水辺の楽校では「多摩川で遊ぼう！」を合言葉に毎月第 2 日曜日を中心に市内の多摩川で自然体験活動をしています。「多摩川にはどんな生き物がいるの」という疑問から「多摩川で遊んでみたいけど」という要望まで、福生水辺の楽校がお応えします。</p> <p>《平成 30 年度多摩川で遊ぼう》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 回 ヨモギ団子を作って食べよう</li> <li>第 2 回 多摩川バードウォッチング</li> <li>第 3 回 マスのつかみ取り</li> <li>第 4 回 多摩川の魚をつかまえよう</li> <li>第 5 回 多摩川の河口干潟へ行こう</li> <li>第 6 回 竹工作と流しそうめん(増水、低温のため、内容、時間を変更して実施)</li> <li>第 7 回 陸域の生き物観察(増水のため内容を変更し実施)</li> <li>第 8 回 バッタをゲット(雨天中止)</li> <li>第 9 回 ネイチャークラフト</li> <li>第 10 回 多摩川バードウォッチング</li> <li>第 11 回 川原のごみ拾い&amp;餅つき大会</li> <li>第 12 回 手作り凧あげ</li> </ul>
詳細について	<p>無料にて参加できます。登録制ですので、環境課環境係までご連絡下さい。</p> <p>活動内容については、広報及び市のホームページにて、毎月お知らせしています。</p>



事業名	福生水辺の楽校 ヤマメの卵配付事業
事業番号	36
開始時期	平成 23 年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	福生水辺の楽校運営協議会(事務局 福生市)、学校、漁協関係者 担当:環境課
事業の内容	<p>子どもたちが、魚の生態を学び、自然への理解を深めることを目的に、市内で応募した学校へのヤマメの卵の配付を実施しています。</p> <p>平成 30 年度は、4 校から応募があり、秋川漁協の協力のもと、各校に配付しました。配付後は、学校での飼育を行いました。また、学校で飼育した卵については、孵化した後、秋川漁協と各校の教諭、児童による多摩川への放流が行われました。</p> <p>■平成 30 年度の実績■</p> <p>(1)福生第二小学校 11 月中旬に約 450 粒受け取り、学校で飼育。 放流日:平成 30 年 12 月 19 日(水) 副校長先生、教員 1 人で、福生南公園付近の多摩川にて放流。</p> <p>(2)福生第四小学校 11 月中旬に約 470 粒受け取り、学校で飼育。 放流日:平成 30 年 12 月 19 日(水) 担当教員 3 人及び児童 42 人で、かに坂公園付近の多摩川にて放流。</p> <p>(3)福生第五小学校 11 月中旬に約 240 粒受け取り、学校で飼育。 放流日:平成 30 年 12 月 17 日(月) 担当教員 2 人及び児童 43 人で、福生南公園付近の多摩川にて放流。</p> <p>(4)福生第六小学校 11 月中旬に約 370 粒受け取り、学校で飼育。 孵化しなかったため、放流は実施しなかった。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
詳細について	環境課環境係へ

事業名	ふっさライトダウンキャンペーン
事業番号	37
開始時期	平成 20 年 6 月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	市民、事業者、福生市 <span style="float: right;">担当: 環境課</span>
事業の内容	<p>日常生活の中で地球温暖化防止を実践する動機付けとなることを目的としたキャンペーンです。</p> <p>夏至と冬至等の季節に、広報・ホームページにて家庭や事業所に安全面、防犯面で支障のない範囲での消灯の協力を呼びかけました。</p> <p>キャンペーン実施日時          平成30年 6月 21日(木) 午後8時から10時までの2時間          平成30年 7月 7日(土) 午後8時から10時までの2時間          平成30年 12月 22日(土) 午後6時から 8時までの2時間</p> <p style="text-align: center;"><b>身近な行動で省エネを</b></p>  <p>The illustration shows a dark silhouette of a house on the left. To the right, a girl with brown hair in a ponytail, wearing a red shirt, holds a lit yellow umbrella. In the background, there is a window with a night scene featuring stars and a crescent moon, and some white heart-shaped light effects.</p>
詳細について	詳しくは環境課環境係へ。また、夏至や冬至に関わらず、積極的な省エネ活動にご協力ください。

事業名	萌芽更新
事業番号	38
開始時期	平成 14 年 6 月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	市民ボランティア等、福生市 担当: 施設公園課
事業の内容	<p><b>福生萌芽会</b></p>  <p>雑木林は、15年から20年のサイクルで伐採されてきました</p> <p>一つの根株から数本の幹が出ているのは、切り株から萌芽更新しようことです。</p> <p>この年の夏から下草刈りを始めます。</p> <p>この芽を萌芽といえます。</p> <p>伐採後2~3年過ぎたころ</p> <p>必要な木なども切ります。</p> <p>2~3本に整理する</p> <p>15~20年</p> <p>毎年の下草刈りと落葉掃き</p> <p>伐採</p> <p>その春</p> <p>萌芽</p> <p>もやわけ</p> <p>雑木林の再生を目的とし、「積極的に手を加える」という緑地保全・再生の考えのもとに、樹木の伐採、下草刈り、樹木の間引き等の保全活動を行い、緑地管理の方向性等を検討します。</p> <p>現在、会員数 27 名で、文化の森で活動しています。</p> <p>平成 30 年度は 4 月から毎月、第二日曜日午前中に下草刈りや落葉掃き等の活動を実施しています。</p> <p>会長 藤井 久雄</p>
詳細について	<p>随時メンバーを募集しております。</p> <p>詳しくは、施設公園課施設公園グループへ</p>

事業名	保存樹林地等奨励金交付事業																										
事業番号	39																										
開始時期	昭和 50 年																										
事業のスタイル	補助事業																										
構成メンバー	担当:環境課																										
事業の内容	<p>市では、緑化推進の一環として、市民の皆さんが樹林地及び樹木、生垣を設置し、今後、規定された年数以上にわたって維持管理を行うことが確約される場合に、奨励金を交付します。</p> <p>対象</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 面的なつながりが 700 m<sup>2</sup>(7アール)以上ある樹林地を設置(所有)する者</li> <li>2 樹高が 10メートル以上あり、かつ地上高 1.5m 部分の幹周が 1m 以上ある樹木を設置(所有)する者</li> <li>3 道路に接する部分の幹高が 1m 以上あり、かつ延長が 5m 以上ある生垣を設置(所有)する者</li> </ol> <p>※3にいう道路とは、次の(1)~(3)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1)公道</p> <p>(2)私道のうち、起点および終点が公道又は幅員が 4m以上ある袋小路でない私道に接するもの。</p> <p>(3)私道のうち、幅員 4m以上でかつ延長が 20m以上の袋小路のもの。</p> <p>【平成 30 年度の助成実績】</p> <p>保存樹林地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>件数(件)</th> <th>筆数(筆)</th> <th>面積(m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅 地 介 在 山 林</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2,300.00</td> </tr> <tr> <td>一 般 山 林</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>669.00</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>2,969.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>保存樹木</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件 数</th> <th>本 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>37 件</td> <td>169 本</td> </tr> </tbody> </table> <p>保存生垣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>件 数</th> <th>箇所数</th> <th>延 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>135 件</td> <td>142 箇所</td> <td>2,767m</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	件数(件)	筆数(筆)	面積(m <sup>2</sup> )	宅 地 介 在 山 林	4	6	2,300.00	一 般 山 林	2	3	669.00	合 計	6	9	2,969.00	件 数	本 数	37 件	169 本	件 数	箇所数	延 長	135 件	142 箇所	2,767m
種 別	件数(件)	筆数(筆)	面積(m <sup>2</sup> )																								
宅 地 介 在 山 林	4	6	2,300.00																								
一 般 山 林	2	3	669.00																								
合 計	6	9	2,969.00																								
件 数	本 数																										
37 件	169 本																										
件 数	箇所数	延 長																									
135 件	142 箇所	2,767m																									
詳細について	環境課環境係へ																										

事業名	まちづくり景観推進連絡会																
事業番号	40																
開始時期	平成 19 年 4 月																
事業のスタイル	協働事業																
構成メンバー	景観に関連する団体の長、景観に関心のある市民 担当:まちづくり計画課																
事業の内容	<p>【まちづくり景観推進連絡会とは】</p> <p>福生市では、市民一人ひとりの心の中にある美しい景観を大切にし、まちの景観を次世代に引き継ぐべく、市民と行政の協働による景観形成を推進するため、市民参加の仕組みづくりの一環として、まちづくり景観推進連絡会を立ち上げました。</p> <p>一定の地区やテーマについて景観まちづくりを推進する各市民団体等が協力、連携し、福生市全体の景観まちづくりを考え、市に提案していきます。</p> <p>～平成 30 年度の活動一覧～</p> <table border="0"> <tr> <td>4 月 23 日 第 1 回まちづくり景観推進連絡会</td> <td>11 月 26 日 第 8 回まちづくり景観推進連絡会</td> </tr> <tr> <td>5 月 28 日 第 2 回まちづくり景観推進連絡会</td> <td>12 月 17 日 第 9 回まちづくり景観推進連絡会</td> </tr> <tr> <td>6 月 3 日 環境フェスティバル参加</td> <td>1 月 28 日 第 10 回まちづくり景観推進連絡会</td> </tr> <tr> <td>6 月 25 日 第 3 回まちづくり景観推進連絡会</td> <td>2 月 18 日 第 11 回まちづくり景観推進連絡会</td> </tr> <tr> <td>7 月 23 日 第 4 回まちづくり景観推進連絡会</td> <td>3 月 16 日 第 14 回まちづくり景観フォーラム</td> </tr> <tr> <td>8 月 27 日 第 5 回まちづくり景観推進連絡会</td> <td>3 月 25 日 第 12 回まちづくり景観推進連絡会</td> </tr> <tr> <td>9 月 25 日 第 6 回まちづくり景観推進連絡会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 月 29 日 第 7 回まちづくり景観推進連絡会</td> <td></td> </tr> </table> <p>第 14 回まちづくり景観フォーラムの様子→</p> 	4 月 23 日 第 1 回まちづくり景観推進連絡会	11 月 26 日 第 8 回まちづくり景観推進連絡会	5 月 28 日 第 2 回まちづくり景観推進連絡会	12 月 17 日 第 9 回まちづくり景観推進連絡会	6 月 3 日 環境フェスティバル参加	1 月 28 日 第 10 回まちづくり景観推進連絡会	6 月 25 日 第 3 回まちづくり景観推進連絡会	2 月 18 日 第 11 回まちづくり景観推進連絡会	7 月 23 日 第 4 回まちづくり景観推進連絡会	3 月 16 日 第 14 回まちづくり景観フォーラム	8 月 27 日 第 5 回まちづくり景観推進連絡会	3 月 25 日 第 12 回まちづくり景観推進連絡会	9 月 25 日 第 6 回まちづくり景観推進連絡会		10 月 29 日 第 7 回まちづくり景観推進連絡会	
4 月 23 日 第 1 回まちづくり景観推進連絡会	11 月 26 日 第 8 回まちづくり景観推進連絡会																
5 月 28 日 第 2 回まちづくり景観推進連絡会	12 月 17 日 第 9 回まちづくり景観推進連絡会																
6 月 3 日 環境フェスティバル参加	1 月 28 日 第 10 回まちづくり景観推進連絡会																
6 月 25 日 第 3 回まちづくり景観推進連絡会	2 月 18 日 第 11 回まちづくり景観推進連絡会																
7 月 23 日 第 4 回まちづくり景観推進連絡会	3 月 16 日 第 14 回まちづくり景観フォーラム																
8 月 27 日 第 5 回まちづくり景観推進連絡会	3 月 25 日 第 12 回まちづくり景観推進連絡会																
9 月 25 日 第 6 回まちづくり景観推進連絡会																	
10 月 29 日 第 7 回まちづくり景観推進連絡会																	
詳細について	まちづくり計画課計画グループへ																

事業名	みどりのカーテン大作戦
事業番号	41
開始時期	平成 21 年 4 月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	担当: 環境課
事業の内容	<p>福生スクラム・マイナス 50%協議会が主催し、ツル性の植物を育成して、みどりのカーテンを作り、夏場の使用エネルギーの削減と緑化の推進を目的としています。</p> <p>平成 30 年度</p> <p>4 月 ゴーヤ・あさがおの種 1500 袋を窓口配布</p> <p>6 月 ふっさ環境フェスティバル内にてブースを出展、みどりのカーテン応援団講師によるみどりのカーテン講習会を実施し、ゴーヤの苗 800 株を配布。</p> <p>9 月 みどりのカーテンコンテスト応募締切</p> <p>10 月 みどりのカーテンコンテスト審査会</p> <p>11 月 みどりのカーテンコンテスト表彰式</p> <p>みどりのカーテン講習会の様子</p>  <p>みどりのカーテンコンテスト表彰式の様子</p> 
詳細について	福生スクラム・マイナス 50%協議会事務局(環境課環境係)へ

事業名	湧水調査
事業番号	42
開始時期	平成 25 年度
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	福生市、法政大学 <span style="float: right;">担当:環境課</span>
事業の内容	<p>市では「福生市環境基本計画」に基づき、「湧水地点の保護」の具体的な取り組みの一環として、平成 25 年度から法政大学山崎ゼミナールと協働で湧水調査を行っています。学生と職員が現地に赴き、パックテスト等の検査を行う他、大学の研究室において精密機器を使った分析などを行っています。</p> <p>平成 30 年度は年 6 回、市内の湧水地点の水質調査を行い、湧水の状態の把握と保全に努めました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">市内湧水地点</p> <div style="text-align: center;">  <p>パックテスト</p> </div>
詳細について	環境課環境係へ

事業名	理数教育推進事業
事業番号	43
開始時期	平成 24 年 4 月
事業のスタイル	協働事業
構成メンバー	理科支援員 担当:教育指導課
事業の内容	<p>理数教育の充実を図ることを目的として、平成 24 年度には中学校全学年に、平成 25 年度からは中学校全学年に加えて、全小学校の第 5・6 学年に「理科支援員」を配置し、理科授業における観察・実験等の体験的な学習の支援を行っています。</p> <p>配置人員 16 人  活動時間 1,119 時間  活動内容 理科授業における実験等の準備、補助、支援</p> <p>《事例》顕微鏡の整備、点検  植物の成長と日光の関わり  ガスバーナーの使い方  生命の連続性と遺伝子  イカの解剖  光合成実験  物の落下運動  てこのはたらき実験  電磁石作り  太陽と惑星  月の満ち欠け  ものの燃え方実験  水の電気分解のしくみ  化学変化とイオン  アンモニアの噴水実験  原子・粒子の構造  運動とエネルギーの法則  回路と電圧の仕組  電圧と電流の仕組  凸レンズによる像のでき方  音の伝わり方 など</p>
詳細について	教育指導課へ